

地方行政委員會議錄第十号

昭和二十五年七月二十二日(土曜日)
午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 前尾繁三郎君
理事生田 和平君 理事川本 末治君
理事塚田十一郎君 理事藤田 義光君
理事門司 亮君

池見 茂隆君 大泉 寛三君
門脇勝太郎君 河原伊三郎君
小玉 治行君 清水 逸平君
中島 守利君 野村專太郎君
橋本登美三郎君 吉田吉太郎君
龍野喜一郎君 鈴木 幹雄君
床次 徳二君 山手 満男君
大矢 省三君 久保田鶴松君
立花 敏男君 米原 昶君
松本六太郎君

出席國務大臣

國務大臣 岡野 清豪君

出席政府委員

地方自治 小野 哲君
政務次官 鈴木 俊一君
地方自治庁次長 鈴木 俊一君
總理府事務官 奥野 誠亮君
(地方自治庁 財政課長)
大藏事務官 平田敏一郎君
(主務局長)

委員外の出席者

議員 勝間田清一君
議員 林 百郎君
議員 有松 昇君
專門員 長橋 茂男君
專門員 長橋 茂男君

本日の會議に付した事件
地方税法案(内閣提出第一号)

第一類第三号 地方行政委員會議錄第十号 昭和二十五年七月二十二日

○前尾委員長 これより會議を開きます。
前會に引続き地方税法案を議題といたします。それでは本日は固定資産税に対する質疑を続行いたしまして、なお午前中に委員外の発言までやつていただく予定にしておりますから、どうぞよろしくお願いいたします。門司亮君。

○門司委員 最初に伺つておきたいのは、昨日立花君からも聞かれたと思いますが、固定資産税に関する調べの問題であります。この前の調査表と今度の調査表では少し数字が違つてゐるやうであります。ことに償却資産の面では、この前の調査によりますと一兆三千億という数字が出ておつたのであります。これが九千七百億だけに減つたやうですが、これは一体どういふ資産評価の關係で減つておるのですか。

○鈴木政府委員 この点は昨日立花委員の質問の際に御説明を申し上げましたやうに、資産再評価法の実際の進行状況がだんだん進んで参りましたので、それとにらみ合せて前回の数字について調整をいたしましたわけでありまして、資産再評価法の基礎によりますものを、ここにとりまして書いたわけでありまして、

○門司委員 資産再評価法による基準だといふお話ですが、資産再評価法は八月三十一日が期限であつて、これは任意に算定といふか、評価をするやうなことに相なつておりますが、

今日まで政府にどういふこの統計が集まつてゐるか、その統計をまず示してもらいたい。

○鈴木政府委員 その統計はただいまここには持つておりませんが、これは御指摘のやうに八月三十一日まで集まるわけでございますが、大蔵省の關係當局といふ連絡をして、すでに今日再評価を実施いたしておるものが相当あるわけでございます。こういうやうなものの傾向から推定をいたしまして考えた数字でございます。

○門司委員 水かけ論になると思ひますが、資産再評価法云々といふことを言われまして、さつき申したやうに法律は明らかに八月三十一日になつておりますし、さらにその後の集計は十月末、あるいは十一月でなければこれはまとまらないであらうといふことは、大蔵當局もはつきり言つてゐるはずであります。しかもこの前の國會で大蔵大臣がはつきりさういふことをおつしやつてゐるのにもかかわらず、まだ資産再評価の集計が完全でない。完全でないといふよりも届出がまだ終つておらない。事前にこれが推定されるということ自体が私はおかしいと思ふ。當局は單につじつまを合わせるために、むしろこれを逆算して数字を合わせたのではないかと思ふ。逆算すると実にこれはよくできております。大体的な税額をとるやうにできておりますが、数字だけを合わせるというやうなことは、われわれ納得ができないのであります。ことにこの前の四月に提示され

たものから見まして、非常に大きな開きを持つてゐるやうなことについては、われわれはなかなか承服しがたいのであります。政府はほんとうに自信があつて、これを出しになつておるのかどうか。

○鈴木政府委員 御承知のごとく今回提案をいたしておる法案におきましては、二十五年年度の仮決定の償却資産につきましては、仮決定の方法を採用いたしておりまして、その基準をいたしまして、一つには減価償却の基礎になる帳簿価格でありますとか、あるいは再評価をいたしたものにきましては、再評価価格でありますとか、再評価を行わないものにきましてはそれを見積り価格、こういうものを押えておりました、こういうものが再評価の限度額の百分の七十をオーバーしてゐるやうな場合におきましては、いきなり帳簿価格なり、再評価価格なり、そのものを押えるやうな建前に変更いたしましたわけでございます。そういうふうに変更いたしました關係から、資産再評価法の規定による再評価の実情とにらみ合せて、数字を策定いたしましたわけでございます。前回は一般時価といふやうなかつこつによつて調整をいたしておつたやうな次第であります。

○門司委員 問題はそこにあるのであります。法律にははつきり時価といふ文字を使つております。従つて資産再評価が終りましたも、やはりいろいろの問題がこの法律との間に必ず出て来ると私は考えております。一応資産

再評価の届出が、全部八月末日に済むといはしめても、来年の一月一日に時価によつて算定いたします場合に、ただちにそれが認められるかどうかといふことについては、相当私は疑問を持つてゐる。それにもかかわらず、いまだにこの届出も終らないうちに推定をするという政府の慧眼と言へば慧眼かもしれませんけれども、それまで政府は先を見越すだけの千里眼的な眼力はないと考えております。従つてこういうつじつまの合わない数字によつて、税率をきめて行くといふことを確信の上で、政府はこういう統計表をお出しになつておるのかどうかといふことでもあります。

○鈴木政府委員 数字の見方につきましては、どういふ資料を基礎にしてとるかといふことによりまして数字はいろいろ動いて来ると存じますが、政府はいたしましては、先日来御説明申し上げましたやうな数字を基礎にして推定をいたしておる次第でございます。

○門司委員 これは結局水かけ論になると思ひますが、國會のたび／＼開かれるたびにこういうかわつた数字が出て来るといふことは、いかに政府に確信がないかといふことを示すものと解せざるを得ないのであります。その次にもう一つ聞いておきたいと思ひますことは、今度の國會に、土地台帳法等の一部を改正する法律案が出て参つておるのであります。この内容を見てみますと、七條から十三條までが大体削除されておりました、そ

の他は「政府が」と書いてあるのが「登記所」になるというようなものであつて、大体経過的な字句が多いのでありますが、今までの土地台帳法あるいは家屋台帳法によりまると、土地評価委員あるいはその他の評価委員によつて、これが決定されたものというようになつて参つておつたと思うのでありますが、今度の土地台帳法によりまると、そういうことが一切削除されておりました、大体土地の賃賃価格というものに、非常に大きな変化が出て来るのではないかと、いふふうに考へられるのであります。この法律に書いてあります時価と、この土地台帳法の改正に伴う今までの賃賃価格というようなものは、どういふ關係を持つて来るのかお尋ねいたします。

○鈴木政府委員 この土地台帳法と家屋台帳法の一部を改正する法律案を、今度の国会に政府として提案をいたしておりますが、この点の大きな改正の点は賃賃価格という制度を廃止するということでございます。この地方税法案におきましては、本年四月一日現在の賃賃価格というものを基礎にいたしまして、九百倍の倍率をかけるようにいたしておるのでございまして、賃賃価格が今後は存続しない。しかも土地台帳法等の一部を改正する法律案が国会を通過して施行せられますと、賃賃価格の制度は一応なくなることになるわけでございまして、だからこの税法案におきましては、本年四月一日現在の賃賃価格というものを、一つの事実として押えておる次第であります。○門司委員 それで問題になるのでありますが、あの土地台帳法はこの地方税法施行の日から実施する、こういう

ことに大体なつております。そういういたしますと、日本の賃賃価格というものが一応消滅するような形を自然にとつて来ると思ひます。そうなつて参りますと、その時価というものはこの四月の賃賃価格を基礎にして、大体九百倍という数字が出て参つておりますが、この土地台帳法の一部修正によつて、賃賃価格が一応消滅して参りますと、一体九百倍というものが時価になるかどうかということでありまゝ。今までは賃賃価格というものがあつたので、これが土地の大体の価格標準になつておつたと考えられますが、今度はそれがなくなつて参りますと、地方税法で定めて参りました九百倍というものが、大体土地の時価の算定の基礎数字としていかに悪いかということでありまゝ。

○鈴木政府委員 原則的には毎年一日の時価を基礎にして調査をいたすわけでございまして、本年に限りましては、土地家屋につきましては賃賃価格を基礎にいたしますので、年度当初の四月一日というのを押えて賃賃価格を見るようにいたしたわけであります。もちろん賃賃価格自身におきましては昭和十五年、昭和十七年当時の設定のものでありますから、実情とは相当異なるものであらうと存じます。そういう賃賃価格の実情がはなはだしく違つておる点は、つまり現在の賃賃価格のままですと非常に数字が低いのでありまして、正確ではございせんので、これを九百倍といたしまして、その差異をより明瞭に浮かび出させました上で、来年度以降の時価をより正確ならしめる、こういう趣旨でございまして、この点はシャウブ博士の

勸告の精神を、政府案といたしましてはそのまま取入れておる次第であります。

○門司委員 税法自身につきましては、今の御答弁で大体いいかと思ひますが、実際の問題といたしましては、高い安いは別にいたしまして、一応賃賃価格というものがあつて、これが土地あるいは家屋の算定の基礎数字というようにことが一応考えられておつた。その数字をとつてのけてしまひますと、勢いこの税法で定められた価格というものが、基礎価格にならなければならぬ。そういう場合が必然的に来年起つて来る。そのときに、このきめられております九百倍という倍率は、実際の今日の時価とは非常に大きな開きが出て来る。これは御存じだと思ひます。一体今の賃賃価格の九百倍しておる土地がどこにあるかということでありまして、おそらく日本でこれがあるというのを決定づけて、統計表ではつきり表しておりますものは、平均いたしまして東京は九百倍を少し越えておる程度が、われ／＼の手に持つております資料であります。大阪においても最高はわずかに六百六十六倍というふうな数字を出して来ておる。そのほかの町村に参りますと、大体二百五十倍から三百倍くらいしか高くない。これは賃賃価格が安いとか高いとかいうことは別にいたしまして、今日土地を売買したとするならば、大体そのくらい標準時価しか出ない。にもかかわらず、これを九百倍というに法律できめて、こういう時価ということになつて参りますと、著しい土地の値上りをここに必然的に来すやうになつて参ります。

これに對しては政府はいかにお考えになつておるか。

○鈴木政府委員 これは税法上先ほど申し上げましたような趣旨から九百倍という倍率を用いておるわけでございまして、それがだだに時価に反映して行くというふうには考えられませんが、来年度以降におきましては、そういうものを一応の参考にはいたしますけれども、真に客観的な時価を算定して定めて行く、こういう建前にいたしておるわけであります。

○門司委員 そうするとどう解釈してよろしうございませうか、ことしは大体九百倍にしておくが、来年は時価でやるということに……

○鈴木政府委員 その点は、来年は最初の納税につきましては、九百倍の倍率によりましますもので一応税をとりまされども、最終の納期までに、すなわち九月三十日までには時価を土地、家屋につきましても客観的にきめまして、それに基いて最後の清算をするように提案いたしております。

○門司委員 その点ですが、一方土地台帳法の改正とこれとが並行して行われるところに、そういう大きな一つの間違いが出て来るのじやないか。従つてもし政府はほんとうにこの税法で正しい税額を把握しようとするならば、まず先に土地台帳法の七條から十三條までを一応けずつて、そして賃賃価格をなくして、時価の算定をはつきりした上に立つて、この税法をきめておきませんと、先ほど鈴木さんも言われましたやうに、いろ／＼税金を取り過ぎたら返す、あるいは税率を考へ直さなければならぬというやうなめんどろな問題が必ず出て来ると思ひます。従つてこの土地台帳法を變更すると同時にこの税

法を施行することについて、政府の考へ方と私どもとはまったく違つておりますが、政府はこれをやはり同時に進行すべきものだといふやうにお考えになつておりますか。

○鈴木政府委員 それは一つの御意見だと存じます。政府といたしましては土地家屋台帳法を改正いたしますのは、従来地租なり家屋税なりの課税標準といたしまして、賃賃価格を基礎にいたしておつたのでございまして、この地方税法の施行ということに相なりますれば、時価を基礎にいたすことであるから、従つて賃賃価格の制度は不要になるのでございまして、そういうことから両者相關連をしておると存する次第であります。従つてこれは同時に施行することが適當であらうと、かように考へておる次第であります。

○門司委員 これは最後には水かけ論のやうなことになる考へるのであります。そういふ点でこの法律に書かれておりますいゝゆる価格の適正な時価といふものについての算定は、非常にむづかしい問題であると同時に、もう一応念のために聞いておきます。はつきりのみ込めなかつたのであります。が、今度きめられた九百倍が、一体政府はたして適正な時価だといふやうにお考えになつておるかどうかということでありまして、これは一方に賃賃価格が廃止されて参りまして、少くとも税金はこれが適正な価格であるとしてかけられて参るのであります。政府がもし、賃賃価格の九百倍が必ずしも適正な時価でないといふことをお認めになり、先ほど私が申し上げておきますやうに二百五十倍あるいは三百倍く

か、私ともには形容のしようがないのでありますが、御存じのように市町村だけでも一万二百幾つかあるはずで

ります。それに県が四十六ばかりあります。それに一体三万人の人間をふやして、一つの町村で三人平均ずつ人間をふやして、これだけの仕事ができるか。もしこういう固定資産税というのが、この法律に定められておらずに、地積図あるいは住宅の見取図とかいうような、やかましいことがたくさん書いてありますが、さらにこれの価格をごく近い、少くとも来年の予算編成までには、これを全部仕上げるければならないということになつて参りますと、一つの町村に平均三人ぐらの吏員をふやして、これが徴税吏をかねてというように、一体でできるかどうかが、ここに非常に費用を要すると私は思うのであります。従つて町村におきましては、おそらく増税になつておきます分よりも、こういうものをこしらへることのために、多額の費用を使わなければならないんじゃないか。従つて必ずしもそのままの姿で、これが徴税増加にはならぬと思ふ。政府は一体この三万人の人間で、ほんとうにそういうことがやれるとお考えになつておるかどうかが、また実情は一体どうであるかどうか。

○鈴木府委員 従来府県税等の徴税につきましては、市町村がこれの下働きというような形で、相当程度助力をいたしておたわけでありましたが、今回のこの法案の建前といたしましては、一応府県は府県独自の徴税機構を整備いたしまして、それから市町村の方は市町村としてまたこれを独自に置く。こういう建前にしておりますので、市町村の従来の徴税吏員というものは、府県税の徴税のために食われておつた部分の手がすいて来るわけであり

ます。そういうようなことをあれこれ考え合せますと、ところによつては多少の違いはあると存じますが、一般論といたしましては、こういう程度のことでは何とかやつて行けるのではないかと、いふに考えております。

○門司委員 どうも政府がそれでおやりになるということになればやるかもしれないませんが、それでは今の自治庁の役人の方々にやつてもらふことにしましうか。(笑)現在地方の都道府県並びに市町村におきましては、先ほどお話しになりましたように、県税と市税、あるいは町村税が一緒であつたといふことを言つておられますが、これは附加税でありましたために、あるいはそういう手数が一つになつておつたとも考えられます。これは何も従来は別々のものを扱つておつたわけではありませんが、従つて下部組織といたしましては、これをこの法律のまゝに施行するといひますと、現在の市町村の徴税吏といふものが倍にふえなければならぬ原則になつて来るのであります。いわゆる県税をその通りにとらうといひますと……従つて私はもしそういうことが議論になりますと、ひとつ聞いておきたいと思ひますが、各都道府県で一体どのくらいこの税法改正のために人員を雇ひ入れておるか。これはおそらく今でもおわかりになると思ひますので、一応おわかりになつておれば、この際御報告願つておきたいと思ひます。

○鈴木府委員 今逐次府県にも異動がございますので、適確なる数字は私も今ここに持ち合せておりませんが、大体府県といたしましては、二千ないし三千くらいあればできるのでは

ないかと考えております。

○門司委員 そうすると、一つの府県で二千人、三千人雇つておきますと、一都一府四十二県でありますか、これだけで勘定して三万人になるかどうか。そのほかに町村が一万人くらいあつて、政府の予定いたしておりますように、三万人の人間をふやしてこれで足りるということは、数字のつじつまが合わない過ぎると思ひます。

○鈴木府委員 今二、三千人と申しましたのは、都道府県を通じての話であります。先般ここで確か占部参考人から、先ほど門司さんの御指摘になりましたような数字をお述べになつたと存じますが、私ももといたしましては、先刻来申し上げておりますように、大体三万というような大づかみの数ではございませうけれども、そういうようなことでやつて行けるのではないかと、いふに、期待をいたしておる次第でございます。

○門司委員 ではその点は一応いいとしておきまして、さらに資料に基いての質問をもう一点いたしたいと思ひます。この資料に基きますと、償却資産の課税標準に對します把握率が相当少く見積つてあるようでありまして、この前出された資料によりましては、大体課税標準の把握率は五二%というように書かれておつたのであります。今度はそれが多少緩和されて参つておまして、ややそれだけのパーセンテージというものがふえておけるように、数字の上では見ることができるとありますが、どうして政府はこの課税額をこういうふうに低く見なければならぬかといふことの説明

を、一応しておいていただきたいと思ひます。

○鈴木府委員 把握率と仰せになりましたが、私ももといたしましては、この基本になります課税の客體を押さえて、それから免税点でございませうと、そういうようなものを差引きまして、そして出て参りました課税標準に對しまして税率を、土地家屋につきましては、今年度は大體これを九〇%だけ徴収できる。一〇%は来年にまわつて行くと、こういうような考へ方にいたしております。償却資産につきましては、昨日来いろ／＼申し上げましたように、今年度に関しましては、建前がかわつて参りましたので、そういう意味の数字を基礎にいたしまして算定をいたしまして、しかも大體資産再評価の額の限度額の七〇%を基礎に押えておきますから、そこで三〇%だけはその基本の額から落ちて来るわけでございます。それに対しまして償却資産の方は、大體現下の経済情勢から考えまして、今年度は八〇%ぐらゐの徴収歩合で、二〇%は来年度に持越しである、こういうところで計算をいたしておる次第であります。

○門司委員 今鈴木さんのお話のよう、前の資料は五二%を大體把握しておる。今度は七〇%を把握しておるといふことでありますが、これは統計表にそういうふうな数字が出ておりますが、一体どういふわけであらうか。これがかつたわけであらうか。前に五%の把握しかできない、捕捉しかできないといふお考えであつたものが、今度一七〇%、これの捕捉ができるというふうにお考えになつておることは、一体

どこに基準を置かれたか。この点をも一度お伺ひしておきたいのであります。

○鈴木府委員 これは少し議論になつて恐縮でございますが、一応の課税対象がきまつておりますが、そのきまつておりますものをどの程度實際課税できるかといふことであります。と、把握率あるいは捕捉率という觀念にあるいはないかは、ないかと存じます。政府として今提出しておりますが、資料として、先ほど来申し上げましたように、償却資産に関しましては、本年度は仮決定の方法と同時に、評価の方針を前回提案いたしました案と変更いたしましたので、そういうようなことで、基本になります額が九千七百億になりました。これを大體限度額と考えますと、これの三〇%落しましたもの、すなわち七千二百億弱のものが課税標準である。こういうふう

に考えた次第でございます。

○門司委員 これは討論になるようでありまして、私はその考え方は非常に違つておるのじやないかと思ふ。われわれにはつきり言わせまするならば、少くとも課税標準になるべきものに対しては、これの捕捉はやはり一〇〇%すべきではないか。そしてそれによつての税率を一応考える。さらにその次にここに書いてあります徴税率につきましては、おの／＼の見方は多少私は違ふと思ひます。徴税が百パーセントできるのはわれ／＼も考えておらない。しかし少くとも税を課税いたしました基本になる基本額が定まつて参りますならば、これに對しますところの捕捉といふものは、百パーセント捕捉をして税額をきめまさんと、

と、

ここにさらにこれに三〇%落しておるということになって参りますと、捕捉された七〇%というものは、三〇%だけ高い税率がかけられておるということが言えるのであります。いわゆるここに税金の山がけがあるということをはつきり言わなければならぬ。もし市町村が、この法律で定められておるから、自分の市町村内にありまするこの課税の標準になつておりますもの、いわゆる課税額として当然捕捉できるものを、七〇%しか捕捉しないということになって参りますと、一体どうなるかということである。おそらく私は市町村はそういう不公平な取扱いはできない。市町村内にありまするものに、やはり全部に一応課税するという建前は私は正しいと思ふ。もしこれにただちに全部に課税して参りますならば、それは税金がやはりここに三〇%落してありますならば、税金でやはり三〇%よけにとり過ぎるという形が必然に出て来る。少くとも国民の今日最も心配しております税金でありまする限りにおきましては、この徴税の公平と課税の公平を期しようとするならば、やはり課税標準に対し、課税額に對しましては、これを百パーセント捕捉して、そしてもしこの勘案の余地があるとするれば、私も徴税率の面で考えることは一応了承できるのであります。この課税額に對する今の答弁の三〇%を落したという答弁には、私は承服したいのであります。これはどうしてもそれだけ課税率が高くなつておると私は考えるが、政府はこれが正しい課税額とお考えになつておるかどうか。

○鈴木政府委員 門司さんのお考えの課税の対象を百パーセント捕捉するようにはすべきであるという点につきましては、私もまったく同感でございます。数字は、ただここで出してあります数字は、なぜ三〇%落してあるかと申しております、これは今回提案をいたしておりますこの法律案におきまして、限度額を目途にいたしまして、限度額の百分の七十を下ることができなると規定をいたしておりますので、そこで三〇%落すだけの理由があると考えまして、落してある次第でございます。

○門司委員 私はそれは政府のと言いますか、役所の行政の事務上のものの考え方でありまして、実際上はここに三〇%落されておるだけの税率といふものは支拂う者が高い税金を支拂わなければならぬということに相なつて参るのであります。これは事実上そうなるのであります。一体国民にこれだけ高い税金をかけることがいかに悪いか。私も、少くとも税金を国民が納得して納めるようにいたしますには、やはりできるだけ公平にして、できるだけ負担能力に即応したものに仕上げなければならぬ。しかるに統計表と言いまするか、調査表を見て参りますと、いわゆる所要額に合せてこれを逆算して来て、この数字が出ておるようにはいかれぬ。これは考えられない。こういうような税の査定方法というものについては、もつと政府も考えをもらいたい。ここに税金のいわゆる山かけの大きな原因があつて、これを除去しない限りにおいては、納税の円満な遂行はできないと思う。これは平田さんもおいでになります、国税においても

おそろくこういうことが考えられておるのではないかと。従つて税金が百何十パーセントとれたというふうな不都合なことが出て来るのではないかと。こういふ点は特にわれわれの承服したい点であります。これは三百五十條に表れて参つておりました、所要額の五百二十億を上まゐる、あるいは下まゐるというふうな言葉になつて表われたと私は思うのであります。一体法律の建前として、税金を徴収いたしますことのために、目的税額に達するか達しないかわからない。もしこれを上まゐる場合には税率を下げる。もし下まゐる場合には税率を上げる。もし下まゐる場合においては税率をもう少し上げるんだというふうな不確実な、不確信な課税方法をなさいますと、課税する方はそれでいいじゃないかというふうなお話になるかもしれない。課税される方はかなわぬのであります。税金が少ければよいとるぞ、多ければ来年度は少し税率を減らしてやるというふうなもの考えられて、国民が納得できるかどうかという点です。この点は政府は一体どういふお考えでこういうことをなされておるのか。

○平田政府委員 再評価の關係は大蔵省で所管してやつておられますので、御参考までに少し申し上げたいと思ひますが、今門司さんのお話の氣持は私非常に賛成でございます。ただ再評価の限度額というものが一体どんなものであるかといふこと、こゝし暫定的になぜ七かけくらいのとこで仮評価をした方がいかにいふことにつけて上げてみたいと思ひます。

限度額というのは、御承知の通り取得年次別に取得価格をもとにしまして一定の物価指数、倍率でかけて出してあります。従いましてこれはある意味から行きますと、相当荒つぽい標準になるわけでありまして、もちろん各資産ごとに、でき得る限り妥当性をはかるべく、それ／＼違つた指数を用いておられますし、いろ／＼調整は加えておりますが、完全なものがなか／＼でございます。しかしながら再評価の關係におきましては、御承知の通り強制でございまして、最高限でその限度以内で各企業がそれ／＼自分で責任をもつて妥当なところであることになつておりますから、私ももある程度むしる簡易なそういう方法で限度額をきめた方がいかにいふ趣旨でつくつておるのであります。従いまして限度額で出しました固定資産償却資産の現在価格といふものが、はたして時価に一致するかどうかといふことになりまして、これはなか／＼むずかしい問題で、私は簡単にそれは言へぬと思ふ。今のお話は、限度額がまさにあるべき時価に一致するといふ前提に立ちますと、お話をこゝにこゝともな点が多しと思ふのであります。その辺がなかなか違つた場合があるのではないかと。そういうことがございまして、従いまして、こゝしは仮評価におきましては、やはり七かけ程度を一応基準にするのが妥当ではあるまいかという考え方で、暫定評価としては七かけを適用することになつておるわけでありまして、もちろん七かけを一応最低限にいたしてはいるわけでありまして、従いまして、実際問題としてはその後でできる場合が多いのではないかと考えております。

す。しかしこゝし市町村が評価に着手いたしましてやるといういたしますならば、御承知の通り償却資産の時価の評価といふのは一番むずかしい問題で、これは今後ともな／＼困難な問題が多いと思ふのであります。本年度としましてはこゝのような行き方が一番實際的ではないか、このように考へるものであります。私専門的に考えましても、減価償却資産の適正評価といふことは、今後におきましてもむずかしい問題で、簡単に時価が幾らであるべきかといふことは、なか／＼むずかしい問題でございます。むずかしい問題でございますが、税の建前上はやはりこゝういふものを取り入れて参りまして課税した方が妥当であるといふことは、理論的にはそういうことになりまして、こゝういふ固定資産税になつておるわけでありまして、今年の評価をいたしましてはこのような評価をする。そういうしても、一応今自治庁で立てておりますような見積りをやるといふのが、今年としましては妥当ではないか。ただ来年以後さらに市町村は手をかけまして、ほんとうにあるべき適正な評価をして行くといふことになりまして、その際にはそれに應じてさらに必要な調整を加えるといふことになつておりますし、償却資産の實際の評価の手續その他から申しますと、今回の提案みたいな行き方がいろ／＼研究しました結果、一番妥當な行き方だろう、従いまして見積りもこゝういふ案によりまして、こゝ今の見積りが妥當ではないか、このように考へておるわけでありまして。

○小野政府委員 ただいま門司さんから第三百五十條の問題といたしまして

て、固定資産の昭和二十五年年度の取扱い方についての御意見を拜聴いたしたのであります。御説のようにこの條文によりますれば、二十五年年度における取扱いとしては、予定税収額五百二十億圓を目安として取扱います。たとえになつておるのであります。また、いま主税局長からも説明を申し上げましたように、償却資産の評価の取扱いにつきましては、相当この條項に基づきまして弾力性のある運用ができると考えておりますので、ただいま主税局長からの答弁とも考え合せて、御了解をお願いしたいと思います。

○門司委員 今主税局長からお話もございましたが、それから次官のお話もございましたが、これも水かけ論になると思いますが、しかし私もから言わせると、こういうきわめて不安定な資料を出して、さらにきわめて不安定な法律を定めなければならぬというふうなことをやめて、むしろもう一年待てば的確な時価とはいひ得なくても、一応資産再評価もできるでございましょうし、そうして日本の償却資産というものが、ほぼ明確に決める時期はそう遠い期間ではないように思う。一体何を好んで税の混乱を導くような、こういうことをされるのかということでございます。私も、もしこういう決定がなされるとするならば、それは一応先ほど申し上げましたように、課税額というものについてはこれを一〇〇％把握して、それから徴税額を八〇％なら八〇％見たものによつて、税額を定めて行くということが私どもは一番正しいのではないかと、思う。そういたしますと、むしろ政府の考えておりますような、百分の一

六、あるいは七というふうな数字は出て来ないと思ひますが、そういうことによつて国民の負担を理論上どこから文句のないようにして、最低限度にとどめて、そういうなおかつ税が目的に達しなかつたような事態があらますならば、そのときこそ初めて税率の変更をすべきであつて、当初から三割だけは落しておいて、その上に高い税率をかけて行つて、それがもし取れ過ぎたら困るというふうなこと、こういうあいまいな、多ければ減す、少ければ多くするのだというふうな不識な法律をこしらへることは一体どうであるか。従つて私の聞いておきたいと思ひますことは、この政府の出されしております参考資料、私は数字は必ずしも正しいとは思ひません。わずかに三箇月が四箇月ばかり前の数字は一兆三千億と書いてあつて、今度の数字は九千七百億しか書いてありません。あまり開きが過ぎますので、この数字は何も私は正しいとは思つておりませんが、それにいたしまして、先ほど私が申し上げておりますような考え方で、最小限度の税率と言ひますか、九十三億の所要額をとるといたしましても、かりに前の数字で一兆三千億がとれたとするなら、この税率というものは百分の一でもとり過ぎるのではないかと、むしろ百分の〇・九くらいでやれば所要額は目的を達するのではないかと、なおこれは八〇％の徴税額を見てもそういうことが考えられる。徴税の技術から申し上げても、できるだけ税率を下げて、そうして徴税額を広く見積ることの方が適切であり妥當であります。税率を高くしておいで、納められないものをたくさんこしらへ

て、そうして徴税額を低く見るというふうなことは非常に苛酷な取扱いを納める者だけが受けるというふうな、ちよつと現在非常にやかましく言われまする。このことに相なると考えておりますので、税法の建前といたしましては、課税額に対してはこれを一〇〇％捕捉して、そうして税率をできるだけ下げて納税の公平を期するというふうな考え方をもちますが、この私どもの考え方に對して政府はどうお考えになつておるか。

○小野政府委員 ただいまお話がございましたように、税制全体として考えますと、できるだけ低い税率でとるということがひとつの考え方であると思ひます。しかしながら、先ほどからる御説明申し上げましたように、今回の固定資産税の取扱い方につきましては、その算定の基礎もかつて参つておりますし、またこの固定資産税の運用に當りまして、いろいろと御審議に相なりましたような結果に基づきまして検討の結果、かような措置をとることとしたのでございまして、私どもといたしましては、二十五年年度の固定資産税の取扱い方として、これが適當なものであると考えておる次第でございます。

○門司委員 あまり長くなると時間がございませぬので、その問題はそれくらいにしておきましょう。

その次に聞いておきたいと思ひますことは、昨日もたしか立花君から聞いたと思ひますが、三百四十四條、三百四十五條であります。使用者に課する固定資産税というのがあります。が、こゝなつて参りますと、所有者

というものの所在がはつきりしなくなつて参るのであります。これは市町村税でありますことのために、市町村の所有しておりますものについては、大体税金がかからないようになつておる、ところが市町村の持つておりますものに税金がかかるからぬかといつて、そこに住んでゐる者に税金をかけて行くといふことは、これは所有者との關係は一体どうなつておりますか。

○鈴木政府委員 使用者課税の問題でございまして、所有者は長期にわたる地上権、永小作権というふうなものを持つております場合と違ひまして、單なる賃借権というものを基礎にいたしまして、そういうものに対して課税をするというものは、御指摘のごとくこれはあくまでも例外的措置でなければならぬと私も考えております。ただ全体の制度として、今日まで使用者課税の制度も運用されて参つておりますし、将来の問題として私も研究いたしたいと存じておりますが、今日の段階といたしましては、やはりおむね従来と同様な形でこれを存続して参りたい、かように考えております。

○門司委員 私の聞いておりますのは所有者との關係であります。もしこういうものが必要だとするならば、当然これは賃貸借の価格の中に織入れて行つた方が妥當ではないか、そうしてとるにいたしますならば、おの／＼の所有者からこれを徴収する方法を講じた方が、まだ妥當ではないかというように考えておるのでありますが、この点はどうか考えになつておりますか。

○鈴木政府委員 これは御指摘のごとく当該市町村の収入となるべきもので

ございしますから、使用者に対して使用者課税として考えております程度に金額を、さらに使用量にプラスいたしまして、それをもつて税に代替するといふことも考えられると存じます。そういうような建前をとりまするならば、減免なり非課税というふうなことを並行して考えるべきであらうと思ひます。

○門司委員 さらにその次に聞いておきたいと思ひますことは、償却資産の問題であります。私は小さな店舗の機械設備というふうなものが相当問題になつて来ると思ひます。免税点はあると書いてございしますが、この免税点というものが非常にむずかしい問題になつて参りまして、たとえば一萬元ということが限定されて、そうしてこれが総合して三万円というふうになるといひました。これも、この算定というものは私は非常にむずかしい問題になつて来ると思ひます。ことに機械、器具との關係であります。通称私どもが考へて機械と目されるもの、いわゆる固定した一つのものであります。私も、非常に価の安いものもありまして、それから移動するものとして通器器具だと考へられてゐるもの、相当な価格を持つてゐるものがありま。この見わけはどういうふうになされるつもりであるか。

○鈴木政府委員 償却資産の対象として考へておりますのは、法人税なり所得税なり減価償却の基礎になつておるようなものを考へておるわけでありまして、こまかいものにつきまして一々これを押えて行くといふことは適當でないと思ひます。

○門司委員 そういう抽象的なことで

なく、もう少しはつきりきめておいてもらいたいと思うのであります。免税点を三万円といたしておりますが、この三万円の免税点というものはどの範囲のものが、この三万円の中に含まれるか、この前の委員会のお話によりますと、大体償却資産と申しますのは、一つのものの価が一万円くらいで三年以上の貸與年数を持つものを一応償却資産として見たいというお考えのように、私も承知いたしておりますが、もしそうだといたしますならば、そのプラスされたものが一たとえ一万円のもの三つあれば三万円としてお考えになっておりますか。

○鈴木政府委員 今お話のありました、前回の国会において政府側から御答弁を申し上げましたその考え方は、もちろん今日もかわっておりません。そういうような運用方針で参りたいと存じます。そういうものは一応免税点とは別個に考えて参りたいと考えております。

○門司委員 もう時間がございませんので、一応その程度にしておきまして、税の総体の問題について、ひとつ伺っておきたいと思っております。結論としてお聞きをいたしたいと思っております。この固定資産税の徴収について、先ほどからいろいろ質問を申し上げましたように、非常にむずかしい状態が必ず起つて参るといふことは、土地台帳法が改正されて、賃賃価格が一応なくなつた場合に、この時価がこの法律によつて当然登録されなければならぬ。従つてこの時価の登録というものが評価員の登録であるのか、あるいは個人の登録でいいのか、

この点をひとつもう一応聞いておきたいと思ひます。

○鈴木政府委員 これは先ほども申し上げましたように、市町村の評価員が評価をいたしまして、それを市町村長に申しまして、市町村長が市町村として最終的にきめるわけでありまして、しかしこれにつきましては異議その他がございまして、固定資産評価審査委員会にかけまして、そこでこれをきめまして、訴訟という手続があるわけでありまして、そういうふうにして最終的にきまりましたものが、価格ということと登録されることになるわけであり

○門司委員 これはちよつとあげ足をとるようですが、従来の土地台帳法の中には、そういう資産をきめる委員会というものが、たしか十一條でありました。十三條に書いてあつたように私は記憶いたしておりますが、実は七條から十三條までが廃止されて参つておりまして、地方における評価委員というものはなくなるように今度の新しい改正法では書かれておる、こう解釈しておりますが、今のお話では評価員がこれを定めるということですが、土地評価委員というものは今度の法律でなくなるかと考えております。その点間違ひではないでしょうか。

○鈴木政府委員 お話のように、土地台帳法等におきますそういう制度は今度なくなるわけでありまして、地方税法案自身におきまして、固定資産評価員、及びこの補助員というのを置くことにいたしております。これが今の仕事を担当いたします。それから固定資産評価審査委員会というのは、三人

の委員をもつて構成する審査機関でございまして、これは各市町村に置くようにいたしております。この二つの機関が今の評価に直接的に關係のある機関になるわけでございます。

○前尾委員長 米原君。

○米原委員 門司委員からこまかい点の質問があり、また時間の制限がありますから、基本的な点だけについて簡単に尋ねたいと思います。

固定資産税の性格の問題であります。シャウブ勸告案によると、これは財産税の意味を持つていふというふうなことが強調されていふと思うのです。日本の税制は所得税と間接税が非常に重い。これに対して財産税のものをかける必要があるという点と、それから再評価によつて法人税が非常に軽減されるので、この過大再評価を防ぐ意味と、この二点が大体書いてあると思ひますが、そういう財産税の意味のものと解してよろしいのでありましようか。

○小野政府委員 お説のように、固定資産税は財産税の性格を持つていふものでございします。

○米原委員 そういう解釈だとしますと、実際に私もシャウブ勸告案の基本的な精神はそういうものだと思ひますが、個々の点は別として、この法案で実際にかけられようとするところの固定資産税の意味が違つて来ているのではないかと。それは昨日から問題になつてゐる都営住宅の利用者から家賃をとると同時に、その人間から家賃税をとるといふような形をとつていふことは財産税とは言えない。収益税的な意味を持つて来ると思ふ。それからたとえば事業資産にだけかける。そうし

てたとえば写真なんかには全然かけないといふような点から言つても、これは財産税的な性格を失つてゐるのではないかと。また今も問題になりました地租、家賃税ですが、これが一率に賃賃価格の九百倍という形で基準がきめてあるのです。賃賃価格というものが基礎になつてゐる。つまり家主や地主の収益に対してかけるというふうな意味を、これでは形の上では持つて来ている。そこにはずいぶん矛盾がありまして、今も指摘されましたが、たとえば山林なんかは時価は賃賃価格の千五百倍から千六百倍くらいになつてゐる。これに対して農地や宅地は、農地なんか二百倍から八百倍程度、宅地は四百倍から五百倍くらい、こういう点で非常に差異があつて、そこにこの税をかけて行くと、不均衡な点が現れて来るわけでありまして、賃賃価格というものが基準になつて一率に九百倍かける、こういうふうな形で、とにかく形の上では明らかにこれは収益税的な意味を持つて来ている。こういう点で非常に矛盾があると思ふのですが、こういう点についていかが考えておられるか、見解を開きたいのであります。

○小野政府委員 お答え申し上げます。私はただいま固定資産税は財産税の性格を持つていふ、こういうふうな申し上げたのでございしますが、これをさらに学問的に検討いたしますと、ただいま御指摘になつたように直接の財産課税たるものと、あるいは収益的な性格を持つていふものとにわかれ得るのではないかと思ふのであります。これらの点につきましては、なお詳細にわたつて鈴木政府委員からお答えをいたしたいと思ひます。

○鈴木政府委員 都営住宅その他に対する課税の問題でございしますが、この点は先ほどもちよつと申し上げましたように、使用者課税につきましては、私どももこれを当然、将来永久にやつて行くべきものであらうといふところまでは考えておらなせん、やはり御指摘のような点もあらうと存じます。それで将来の問題としては、私どももいたしましてまたに研究を進めて参りたいと存じます。目下のところは従来ずつとやつて参りましたこととをいふので、いましばらくこれを原則として行きたい、かように考えている次第でございします。

○米原委員 最後に結論的に聞きますが、結局私も單なる理論的な意味だけの問題でなく、これは實際的な意味なのですが、実際には本来財産税的な意味を少くも持つてゐるだらうと思ひます。ところがこれが大企業とか大所得者に対しては、むしろ収益税的な意味を持つてゐる。そうしてわずかな土地やわずかな家を持つてゐる小所得者に対しては、むしろ財産税的なものになる。こういう点で非常に苛酷なものになつてゐる。ここに今申しました一率に土地の賃賃価格の、時価の九百倍にする点の不均衡、こういう点がつきり現れてゐる。このかけ方といたしますと、山林主に対してはむしろ有利、小さな農地や宅地を持つてゐる人、小さな家を持つてゐる人に対しては財産税的な意味を持つてゐる。この点を正しなかつた非常に不公平な税金になる。資本主義的な意味から言つても、むしろ財産税的な性格をつらぬいて行くのが本来の形だと思ふのであります。富裕税でとられてゐるとおつし

やるでしようが、富裕税は少くともそういう意味を持つてゐるから免税点が五百万円となつてゐる。ところがこれは総合して三万円を免税点、この点から非常に苛酷なものになる。これではうまくないのではありません。その意味を下の方面で持つてゐる。上の方面では單なる収益的な意味を持つてゐる。それが再評価委員会において、ぜひ先ほどから委員から矛盾がつかれましたが、でたらめな再評価が行われる危険性もある。そういう点でこれは非常に不均衡な、不公平な税金になつて来ると思つてゐる。この点について今後どういふふうになるか。一応見解を聞いて私の質問を終ります。

○小野政府委員 ただいま御指摘のやうに財産税の持つてゐるというところを申し上げたのでありますが、これを申し上げたのでありますが、これを巨細に検討いたしますと、収益的な要素も多分にある。しかし一面財産課税の性格にすべきは別途、ただいまあなたが御指摘になりましたやうに富裕税の制度も行われてゐるのでありますが、これらの今後の問題といたしましてはなお十分に研究をいたしまして、すつきりとしたものになるやうに、一層の努力をいたして参りたいと思つております。

○大泉委員 今の答弁に関連して……。ただいま米原委員の質問に対して財産税の性格を持つてゐるということとを答へられました。財産と云ふことはもちろんそれだけの価値がまず第一條件になければならない。これはその固定資産が他の借入金によつて購買されることが、あるいはまた担保にこれを借

りるとかという場合、資産としてはいわゆる債務を負つてゐる場合は、これは資産の価値はないわけでありまして、そこで必ずしも私は財産税という意味でなくして、その支配権とかあるいは所有権の立場において課せられるものと思ふのであります。財産税の性格が全面的に入つてゐると思ふは思ひませんが、この点はどうなるのですか。

○小野政府委員 お説のやうに、私が申しましたのは財産税の性格を持つてゐるけれども、これを巨細に見ますと、収益的な要素も多分にあるといふやうな御答弁を申し上げたやうな次第でございます。従つて固定資産の利用性あるいは処分性といふやうなもの、やはり考慮に置かれなければならぬ場合が起つて来る。かやうに考えております。

○前尾委員 それでは固定資産税に對する質疑は一応終了といたしまして、この際お諮りいたします。議員井出太郎君、議員勝間田清一君、議員林百郎君より、それ〴〵委員外の発言を求められております。これを許すに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○前尾委員 御異議なしと認めて、三君の発言を許すことにいたします。発言は一人三十分以内にお願ひいたしたいと存じます。まず勝間田清一君よりお願いいたします。

○勝間田清一君 予算委員会からの申入れによつて、委員外質問を許されたことを感謝いたします。

まず第一に大臣にお尋ねをいたしましたのでありますが、昨日有力な意見が実は出てゐるのでありますが、これに對して大臣はどういうお考えを持つて

いらつしやるか、その点をお尋ね申したいと思ひます。

○岡野國務大臣 ただいまの勝間田さんの御質問でありまして、昨日以来重大なる意見が出てゐるという抽象的の御質問でございしますが、内容はどのようなこととございませうか。

○勝間田清一君 いわゆる修正の意向といたしまして、附加価値税を昭和二十七年一月一日まで延期する。それから固定資産税についての税率を一・七を一・六にするといふやうな修正を行つたらどうかといふ有力なる意見に對しては、いかやうにお考えになつていらつしやいますか。

○岡野國務大臣 その点につきまして、各党の代表者が関係方面に行かれて、そういうやうなことを承わられた。私もその席へ列席してござりました。同時にその以前に閣内方面からお呼び出しを受けてまして、自治庁長官としての意見はどうかといふやうなことも聞かれてゐるのです。それに対して私はもし各党がそういうやうな御意見であつて、閣内方面でそれがいれ得るということならば、異存はない。こういう意思を表明してあります。

○勝間田清一君 各党がそういう意見であるといふことは、どの範圍をさしていらつしやるか。

○岡野國務大臣 これは衆議院において、とにかく国会の運営上、衆議院の修正として通過するだらうといふやうな意味の範圍における各党と存じます。

○勝間田清一君 そうすると通過するやうな見込みのある案には賛成するが、見込みのないやうな場合には賛成

できない、こういう意味になりますか。

○岡野國務大臣 私の立場といたしましては、いつも申し上げております通り、政府が出しますところの案と申しますのは、これはいつも最良の案と考へて出しておる次第でございます。しかし国会には自主権がございまして、御審議を願つておることは、すなわち国会において政府の案にいかなる御意見がまとまるであらうか、その御意見に従つてわれ〴〵はどうにもなるかと考へておる次第でございます。すなわち案は一応政府案として出しましたけれども、立法権は国会にあるのでございまして、国会でもしそういうやうな御修正をなさるならば、政府は国会の立法権に何らの干渉もいたしませんことはもちろんでございますし、御意思のままに執行機關たる政府の責務の万全を盡してやつて行きたい、こういう趣旨から先ほど御答弁を申し上げた次第でございます。

○勝間田清一君 地方税法案は前の国会から非常な重大問題になつており、今日のこの国会も政府の意向によれば、地方税の改正が中心であるやうに、それほど重大な問題として考へられておる。それから今日まで政府は非常な確信をもつて進められて参つたのであります。しかしながらこの審議の過程において非常な時間を要したために、地方財政は非常な困難を來しておるのであります。その意味におきましては、従来の政府のとつて來たこの地方税に対する態度といふものは、非常に重大なものであつたと考へるのであります。それが今日に至りまして、一野党の考え方からこれが重大な点で

変更を加えなければならぬという事態に立ち至つたことに對しては、私は政府の責任といふものはきわめて重大であると考へるのであります。そうして今日まで國民を〴〵指導して來た、輿論を指導して來た政府の責任といふものは、きわめて大事なものだと思ふのであります。この際にあつて私は國務大臣はこういう情勢に立ち至つたことに對して、従来の案なり、努力なりについて十分でなかつた、その点においてまことに欠ける点があつたといふことが、はつきりわかつたのではないだらうかと考へるのであります。これに對して大臣はいかなる責任をお感じになつていらつしやるか、この点をお尋ね申したいと思つてあります。

○岡野國務大臣 政府といたしましては、この案は現段階において最良の案といふ考へで提出いたしておるのでございまして、たび〴〵の席上並びに参議院の委員会におきまして、われわれ並びに政務次官、事務官の方から御答弁申し上げておりますやうに、一応はこれで通していただきまして、そうして〴〵御議論もございまして、また御不満の点もある、こゝいつたことがございすれば、次の国会並びに次の〴〵の国会でも、いつでも十分なる検討を加えた上で、これを修正して行こうといふ意思を表明しておる次第でございます。客観情勢から判断して、政府がでる限りの力を盡してできた案であるといふことを私は確言いたします。

○勝間田清一君 しかし大臣は非常に努力をして來た案であるから、これは最高の云々と自画自讃をされますけれ

ども、審議を今日まで遅延せしめて、地方財政を今日の困難に陥れて、結局確信があるという政府の案に、重大な今度のような事態が引起つて来たというに對して、これを結果から見れば、これは確かに客観的に言へば、政府の従来の努力がきわめて足りなかつたということがはつきりして来たのではないだろうか、私はさうに考えるのでありまして、自分が努力をしたという主観的な觀察でなくて、国に與えた政治的責任というものから見て行つた場合において、私は政府の責任というものは、おおうべくもないと考えておるのでありまして、この点について再度お考えを伺いたいと思ひます。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。私は先ほど申し上げましたように、政府の責任としてはあらん限りの努力を盡してやつたと考えるのでございますから、一応政府の責任は十分果したと考えておるのであります。先ほどから申し上げましたように、この案はもし国会が自主権を發動されて、さうして大多数をもつて修正をするという事になれば、国会法並びに憲法の條章に従ひまして、それに服従しまして、さうして立法なすつてけつこうだ、こういう立場にありますから、その点は政府の責任とは別の問題のように感じております。

またすれば、国会において修正をした方がよいだらうという御意向のようでございますから、政府の修正案として出す意思はございません。皆様方の御意見が御一致した点においてお出しなつて、もし通過すれば、その修正に従つて私は執行機關として十分この法案の円満なる実施が行へて行くように努力したいと存じております。

○勝間田清一君 いやかうに答弁されても、二百七十名の大多数を占めておる與黨の背景をもつていたしまして、今日まで長い間國民に御迷惑をかけたこの地方税法案というものが、今日こいつた事態に立ち至つたことに對しては、日本の憲政の上から見て、それから現在の政党政治の上から見て、きわめて脆弱である、きわめて無能であるという点がある、きわめてしひしと感ぜられるのでありまして、その意味において、もつと真に見識を持つて當つていただきたいと私は考えるのであります。

次に大臣にお尋ねをいたしたいと思ふのは、この地方税法案というものができて、千九百億の税収をそこに得て行こうと言われるのでありますが、一体この基本になつておりますところの國民所得というものを、どういふやうにおつかみになつて、この千九百億といふものをここに出されたのであるか。その点についてまず第一にお尋ね申しておきたい。

○岡野國務大臣 その点につきましては、いろいろ詳しい資料をもつて御説明申し上げなければならぬと存じますから、事務官をもつて御説明申し上げます。

○鈴木政府委員 これはそれ／＼委員

の方に提出いたしてございます資料でおわかりいただけると存じます。それ／＼安本なり、大藏省なり、その他政府内部の関係のある各種の權威のある数字をできるだけとつております。

○勝間田清一君 この法案を提出した當時における國民所得と、最近における國民所得の推計との間には、相当開きが現にできつあるのではないでしようか。その点についての御意見を承りたいと存じます。

○小野政府委員 お答え申し上げます。経済事情の推移によりまして、御指摘のようなことが考え得ると存するのでございますが、昭和二十五年年度におきまする地方財政計画は、御承知のごとく総合的に勘案いたしまして立てられておるのでありますので、地方財政の現況から考えますと、この程度の税負担は、國民負担としてやむを得ないものであらう、これによつて地方の財政の自主性が確立されることによりまして、わが國の民主化は促進されるものである、かように考えておる次第でございます。

○勝間田清一君 そういたしますと、政府の方の答弁では、國民所得は減るということをお認めはおるが、この程度のことは、地方自治制度の確立のためにやむを得ないといふことを言われましたが、さういふことになりますると、結局当初考えていたよりも、この千九百億の収入といふものは國民に對しては、重税となる。少くとも負担が当初よりも重くなるという考へになつておる、こう考へてよろしうござい

ますか。

○小野政府委員 お答え申し上げます。勝間田さんも御承知のことと存じます。税制の改革は、國税と地方税とを通じまして、國民負担の問題を考へなければならぬと存じます。従いまして、現情勢下におきましては、この程度の負担は、地方財政の確立の点から申しまして、お願いをしなればならないと考へておる次第であります。

○勝間田清一君 必要な額から行けば、この程度の税収は確保したい、こ

ういう希望からおつしやつておられる。その点を私は聞いておるのではなくて、担税能力という面、すなわち國民所得の面から見て考へて行く場合においては、当初よりも今度の方が重くなる、こ

ういふふうに考へてよろしうございませうか。

○小野政府委員 お答え申し上げます。私は地方税の關係から一応申し上げたところ、御承知になつておると存するのでございますが、私が、経済情勢の推移から考へて申しましたのは、もちろん現在の國民生活におきまして種々負担のありますことは、否定しておらないのでございます。しかしながら、ただいま考へておりますような昭和二十五年年度の予定税収額をあげる限度におきましては、なお國民諸君におかれまして御負担を願ひ得るものであると、各種の資料から判斷いたしまして考へた次第でございます。

○勝間田清一君 非常に抽象的な御答弁であります。趣旨は大体わかるやうな感じがいたしますが、さういふ面から見たならば、当然住民税などのやうなものについて、去年の所得の八%といふやうなものでつて行くといふ考へ方が、住民税の重要な一つの基礎になつておりますが、さういふ考へ方からいつて、現在の日本の所得の構成といふものを今後見て行くことになりま

す。市町村民税が所得額によつて算定をされておる、御指摘の通りでございます。その結果、経済事情の推移あるいは國民生活の實際の変化に伴ひまして、倒産をいたすやうなものも起つて参りました。あるいはまた失業の苦況に立たれる方々も出て来ることは、想像にた

くなくないのでございます。地方税は、御承知のごとく地方団体が相当大幅な財政自主権のもとに運用され得ることになつてお

りまして、これらの地方住民の生活實際の相違は、地方議會の上

に十分に反映され得ることと考へておりますので、これらのただいま申し上げました例から考へまして、さういふ事態が起りました場合におきましては、この税法におきましても、あるいは減免の措置をとることにはいたしまして、生活の實際に合うやうなぐあいに税法の運用ができるやうな道を開いておる次第でございます。

○勝間田清一君 さういふやうな経済の状態のもとに今後進んで行くことが予定されておるのでありますから、さういふ意味から考へて行きますと、や

はり千九百億という収入というものを得て行く、すなわち交付金なり、その他の予算の修正なしに千九百億の確保をやつて行くというのを前提においての修正というものは、現在の日本の国情から見まして、これは意味が非常に薄いものである、こういうふうな考へて行きますから、この地方税の修正というものがまず問題になるならば、私はやはりこの予算の修正を行うべきが当然だと考へるのでありますが、大臣はいかがにお考へになりますか。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。私は新聞紙上で伺つたわけでありまして、実相は存じませんけれども、今度の二修正で、ことに第二の点におきまして約三十億の減収になる、こういうことを伺つておるのであります。と申しますと、三十億はそれだけ減税に向うのではないかと想像いたしておる次第であります。この点で御了承願います。

○勝間田清一君 今國務大臣は重大な発言を行われたのであります。ここで、いわゆる一・七が一・六に下つて来ることによつて、三十億程度の減税が行われるということではないかということを言われました。これはただちに予算に関する修正の問題に關連して来ると私は考へるのであります。今の國務大臣の答弁は私は重大な答弁と考へておりますので、ここで修正を行うものと、大臣はお考へになつておると考へてもよろしいと思ひますか。その点をあらためてお尋ね申したい。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。修正を行う意味はなくて、自然の結果としてそういうふうな減税の結果が出て来る、こう私は考へておる次第であります。

○勝間田清一君 そうなりますと、たといわずか三十億であります、大臣の発言であるとは重要なことだと思ふ。千九百億という地方税の問題について、それが行われる基礎をいたしまして、平衡交付金のいわゆる千五百億円というものが決定を見て、衆議院の通過を見ておるわけでありまして、これは予算編成そのものに關連をいたした問題であります。そこでいわゆる一・七が一・六になつて、三十億減税になるといふことになつて行きますならば、これは当然に予算修正を行うべきであります。それをこまかして行くという態度でありますならば、今の大臣の発言は非常に重大な問題でありますので、お取消しを願ふなければならぬ。しかし一・六になつて三十億減税になるという御発言でありますので、私はここで予算修正を政府は行ふ意思であるといふに解釈してよろしいと思ひますか。

○岡野國務大臣 これは千九百億から減るんじゃないのでございますから、その点は御了承願います。

○勝間田清一君 そうすると、一・七が一・六になつて三十億減税になるが、千九百億は減税にならないということ、一体どういふわけでありませうか。

○小野政府委員 私からもお答えをいたしたいと存じますが、二十五年年度における地方財政の千九百億の予算を考へておりますことは、財政計画上から申しまして、何らかの誤りがないのでございませう。ただいま三十億というお話が出ておりますが、一応そういうふうな考へ方ができるのでございませうけれども、ただいま御指摘になりましたように、固定資産税の二十五年年度分につきましては、相当弾力性のある措置がこの法律案によつて講じ得ることになつておりますので、従つてその税収見込額とかね合せて一月中に税率の変更をもし得る道があるのでございませうので、これらの新聞紙上で伝えられております修正の御意見は、おそれく支障はない、こういう考へ方で伝えられておるのではないかと私は思ふのでございませう。従いまして結果に基いてこれらの点については議論をいたすべき問題であらうと、かように考へております。

○勝間田委員 今の次官の答弁は非常にこまかした答弁だと私は思ひます。その三十億が出て来るということであれば、その三十億があるいは固定資産税の評価の点において、あるいは今まで考へたよりも評価を余分に見るとか、あるいはどうするとかいふ基礎が出て来ないと、今まで御説明になつたあらゆる資料が無になる。先ほど来固定資産税の評価についていろいろの議論があられましたが、それが無になつて来る。そこで一・七が一・六に減つた場合においては、どこでどういふ財源が出て来るのか、それをはずきりと示していただかないといけないと思ひます。その点ひとつ御答弁を願ひたい。

○鈴木政府委員 今の二十五年度の固定資産税の税率を一・七から一・六に落した場合には、政府がたゞいま各委員のお手元に差上げておられます数字を基礎にして算定をいたしますれば、御指摘のごとくこれは約三十億減つて参ります。しかしながら、

もしも総体として五百二十億とれませんければ、来年の一月において、その点を勘案いたしまして税率を変更し、来年の十二月にこれを調整して清算納付し、あるいは還付する、こういうことになるわけでございますが、ただ先刻来御議論になつておられます政見方の面から見ますれば、私ども伺つておるところでは、三十億減税にならぬで五百二十億とれるものである。こういうふうなお考へのように拜承いたしておりますので、そういう見地に立ちますならば、千九百億という数字並びにそのものになつております五百二十億という固定資産税の税額には変化がないものであらう、かように私はもは了解をいたしておるのでございませう。

○勝間田清一君 非常に不可解な議論であります。一・七が一・六になつても減税にならないといふように考へてもよろしいと思ひますか。

○鈴木政府委員 私どもが差上げております資料の数字を、そのまま基礎にして申しますならば、三十億減ると存じますけれども、政見方面で御審査になつておられます、先ほど来いろいろ御意見もございまして、先ほど来いろいろ御意見の数字は少いというふうな御意見を基礎にして今の一・六で算定をいたしますならば、五百二十億とれることも可能でなからうか、かように考へるわけでありませう。

○勝間田清一君 そうすると、結局資料の議論ということになるかもしれませうが、国民の税を拂う側から行きますれば、某政党と言われませうけれども、

も、某政党の考へておるようによれば、一・七を一・六にしたのはごまかしであつて、やはり五百二十億とれるのだ、だから少しも減税にならないのであつて、新聞で見て国民は、やれこれは安くなつたのだと思つたことは実は間違ひであつた、これははずきりして来るということにならうかと思ひます、また政府の今の御答弁から考へて行きますと、私の方の資料から行けば三十億減税になるといふことになると、それに対しては歳入欠陥で行くつもりなのですか、あるいは他の面で補つて行くつもりなのですか、その点をはずきりさせてもらひたい。

○鈴木政府委員 この点は固定資産、ことに償却資産の見方の問題だと思ひのでございまして、先刻来の御主張の数字を基礎にいたしますならば、もしも一・七といふことにとりましますと、三十億だけよけいといふことになるわけでございますが、それを一・六にいたしますれば、ちやうど政府が予定をいたしておられます五百二十億ということになるわけでありまして、要するに實質的にはやはり一・六だけ下げた減税になることにならうと存じます。

○勝間田清一君 大体わかりました。が、そこでもう一つお尋ねしたいと思ひますのは、政府はあの当時、いわゆる税法が通らない当時においては、現行法をやはり持続するという政策をとつておけば、こういう歳入欠陥は生じなかつたわけでありませうけれども、政府の責任においてこの重大な歳入欠陥が起きておる。そのために今度政府のお考へによりまします第一、第二、四半期において約六百五十億円でしたか、六百五十億の平衡交付金の繰上げ

支給というものをやつていらつしや
る。それと同時に、短期の融資をやつ
て、この際に地方税の救済を一応やつ
て来た。こういうことになろうかと思
う。そういうことになつて参ります
と、私が一番心配をいたしますのは、
今後地方税の納期の状態から見ます
と、下半期にそれが全部しわ寄せされ
ることに相なると私は思う。下半期に
しわ寄せされて行くということ、も
う一つ、先ほど来お話を申し上げまし
た、また政府もお認めになりました今
後の日本の国民経済の所得の推移とい
うものから考えて参りますと、下半期
においては税の非常な困難が生ずると
私は考える。国民はここで、早く申せ
ば徴税によつて国税からも、地方税か
らも非常な吸い上げを受けることにな
らうかと思う。特に最近の一、二箇月
間、さらに最近の一、二週間と見ても
明らかであります通り、国税等の収入
から見ますと、七月の一日から七月七
日までの一週間の収入は、国税の徴収
額でも約二百億くらいになつておる。
従つてその他のものをずつと見ます
と、非常な政府の引上げ超過というこ
とになつております。最近の三千百億
前後の通貨量というものも、非常に重
大な危機に立つておるという状況に私
はあると思う。そういう国民経済の今
の動き、国民所得の減少、政府の引上
げ超過、これに向つてさらに下半期に
おいて、地方税がしわ寄せされて行く
ことになりますと、私は日本の中小工
業者及び農民に及ぼす影響はきわめて
大であると考えてる。これに対して政府
は何らかの処置なしには、私はできな
いはずだと思つておりますが、この

点についてのお考えをひとつ承つてお
きたいと思ひます。

○小野政府委員 お説のように、地方
税法の施行がずれて参りましたため
に、後半期における徴税上のいろ／＼な
問題が生ずるであらうという事は想
像にかたくな。従ひまして、政府と
いたしましては地方団体において、こ
れに対処するいろ／＼の方法を考えま
して、これを実施するように助言、慫
慂いたして参つておるのであります。
同時に国税との関係におきましては、
納期の問題等もございまして、納
税者のお立場を考慮しまして、これら
の関係を調整して参りたいと思つてお
るような次第でございます。さような
諸種の手段を講じまして、納税者の各
位にも御協力を願ひ、また徴税の面
におきましてよくふうを凝らし、両々相
まつて、円滑な実施をして参りたいと
念願している次第であります。

○勝間田清一君 国税との間の調整あ
るいはその他の調整と言われま
すが、もう少し具体的に、国民がもう少
し安心するように、下半期からの調整
については、こういうような手段を講
じて、こういうようにひとつ国民の負
担を軽減してやりたい。その具体策
をひとつはつきりここで示しを願ひ
たいと思ひます。

○鈴木政府委員 今年度の下半期にか
ぶさつて参ります徴税上の問題でござ
います。これはもとがとにかく地方
団体の税でございまして、地方
団体自身が大いに積極的な創意とく
ふうを凝らして、この調整が円滑に参り
ますように努力してもらわなければな
らぬ、こういうたような現在までの段
階におきまして考えられておりますこ
とは、あるいは納税準備金でござい
ますとか、あるいは自主的な納税者
の協同組織のようなものであります
とか、あるいは納税証券と申します
か、そういうような仕組みをそれ／＼
各地方団体におきまして考えておる所
があるのでもございまして、こういうよ
うなことを今からやつております所
で、割合にスムーズに行くと思ひま
す。その他の地方団体につきま
して、今後の全体の徴税上の計画を立て
まして、できるだけこのほのほの
うに、円滑に徴収ができるように、私
どももいたしましては指導して参りた
いし、地方団体といたしまして、先
般来の各地方団体長、地方議会議長等
の決議を見ましても、納税につきま
しては万全を期するといふ覚悟を期し
ておるようでもございまして、政府と
いたしましては、協力一致して参りた
い。ならば、地方税であるだけに、それ
だけ国税の場合よりもより円滑に行く
のではないかとこのふに考えておる次
第でございます。

○勝間田清一君 お聞きしてみると、
何らの政策もないようでございます
が、逆に私は、積極的にこの政策をと
らないと、特に徴税力の弱い市町村で
あるだけに、さらに私は重大な問題が
多いと思ふ。納税の貯金をさせたり、
いろ／＼させたりするといふことだけ
でなくして、政府がひとつ積極的な政
策をとるべきだと思ふ。それについて
何らお示しにならないことは、私は非
常に残念に思ひます。ひとつお尋ねい
たします。たとえば今短期の融資が
出ている。一体これを引き伸ばすか、
あるいはこれに対する利子の補給と
か、こういうようなことをすると思ひ

ありませんか。そういう点については
つきりお尋ねしたいと思ひます。

○小野政府委員 お答えを申し上げま
す。御承知のように、地方団体に対
しまして政府から短期融資の措置をと
つておりますが、その引上期間等につ
きましては、地方団体の財政の状況と
考え合せまして、むりのないようにな
して参りたい。この点につきま
して、大蔵省とも十分に協議をいたし
ておる次第でございます。またこれに
連いたしまして利子の負担の問題で
ございしますが、これに對しましては、
政府としては地方団体の財政の状況と
照し合せまして、財源的な措置をも考
えて参りたい、かように考えておる次
第でございます。

○前尾委員長 勝間田君、三十分過ぎ
ました。早くお願いいたします。
○勝間田清一君 それではごく簡単
に……。私委員であれば、後ほど修正
について議論になるときが一番いい
と思うのでありますが、それができま
せんから、少し政府の意向を聞かして
いただき、少しく政府の意向を聞か
して、非常な有力な意見を聞いたわけ
であります。その中で附加価値税とい
うものを、もう一年間延期する。それ
からさき言つた固定資産税はどうも
減税になるからなにかかわらない、
これはなつても三十億だといふよう
な程度に減税になつておる。その二
点を考えて行つた場合において、住民
税、固定資産税及び事業税というや
うな形になるわけでありましようが、
この関係には大きな変化があるべき
ではないか。例のいわゆる住民税にお
いて、たとへば法人割を下げ、そうし

て人頭割あるいは所得割といふよう
なものに、主として住民税をかけて行
つていくという一面がなされるか
といふことを質問すると、他面にお
いてそれは附加価値税がかつておる
からであるといふ説明をされておる。
これは先ほどお話をいたしました通り
に、資産割といふものをふやして行つた
場合、なぜこれを減らしたかとい
うと、これは固定資産税がかつてお
るから、こういう説明をされておる。
ところが今度変更になる附加価値税
の一年間の延期といふような要素を
加えて考えて行きますと、私は今度
の地方税の体系、なにかんずく住民
税に対して大きな変化がなくては、
これは行い得ないはずだと思ふ。すな
わち税体系から見ましたならば、私
は当然住民税に手をつけることなし
に、附加価値税に手をつけるべから
ないと思ふ。そういう考え方から見
て、今度附加価値税を延期して固定
資産税を若干にこれを云々するとい
う立場があるならば、私は政府は当
然住民税に対して修正を加えて行か
なければ、この税体系といふものは
原案よりもむしろ反動的になる。む
しろ勤労大衆に余分にかかつて来る
ことになる。こういうふうな機構上
のランズが出て来ると思ふのであり
ます。この点についてひとつ深き考
慮をしてもいいと思ひますが、一体
大臣は、この大きな変化に對して、
この税の構成上、なにかんずく住民
税のあり方に対して大きな変更を
必要とするのではないと思ひますが、
この点についてのお考えをはつきり
聞かせていただきたいと思ひます。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。たゞいま問題になつております修正案のごときでございますが、これは国会独自の立場で御修正をなさばすのでございまして、もしそれが国会の御意思として通過いたしますならば、当然われ／＼は考えなければならぬことと存じます。しかし修正案がまだ上程されておられませんし、通過もいたしておりませんから、たゞいま御答弁申し上げる限りではございせん。

○勝間田清一君 だから最初から私が申し上げました通り、大臣もきのういらつしやつたわけでありまして、もしそういう案が出て来るということでありまますならば、そこまで考えて行かないと、今の体系はくずれてしまうのみならず、非常な反動的なものになつてしまふのであるから、住民税に手をかけない附加価値だけを延期するといつたような政策というものは無意味である、むしろ反動的である。こういうように考えるのでありまして、この点はひとつ大臣の御答弁がなければ、後に各党で御修正になるときに、私は真剣に考えていただきたいと思う。

以上希望を申し上げます、私の質問を終ります。

○前尾委員長 林百郎君。

○林百郎君 私も二、三点お聞きしたいと思うのでありますが、先ほど勝間田君の質問に対して、岡野大臣は、政府原案は一番正しいのだ、それから最良の案だと確信しておるといふ御答弁があつたのであります。そこでこの地方税法の国会における審議の経過を顧みてみますと、これは各党から修正の意見が出ておつたのであります。これはもちろん国会の外におきましても、

各業界から附加価値税、あるいは固定資産税の評価あるいは税率について、大きな希望なり意見があつて、それが国会に反映されたことは明らかであります。あなたの所属する自由党からすら中島試案なるものが出されたことあります。そこでもし政府にして、最後は、大臣も御存じの通りだと思つて、最も民主主義的な観点から、この地方税を取扱ふということになりますれば、この地方税の修正についてはできるだけの努力をすべきものであるというようにに私考するのであります。そこでこの原案より、ある程度このたびの案については修正が加えられたのでありますが、しかしこれに対して三党協同の形でさらにこの修正が許されたということに対して、政府はもう一層の努力をなせざれなかつたのか、その余地がなかつたのかどうか、この点をまずお聞きしたいと思うのであります。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。政府が努力いたしましたのは、たゞたびたび申し上げました通りに、できる限りの努力をいたして、この最良の案、いわゆる現段階における客観情勢上から一番いい案に落着いた、こう私は考へておる次第であります。

○林百郎君 そうすると、その後修正案がさらに出るということが可能になつたということ、客観情勢の変化があつたということにわれ／＼は解釈していいかどうか。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。客観的情勢があつたかどうかは私の関する限りでございせん、国会の御意思がそういう方向に向つておつて、そういうことになつたと私は了解いたします。

○林百郎君 国会の努力がもしこうした形で許されるというならば、政府もここまでのことはなし得たと思う。それが政府でここまでの修正案を提出するという形でなくして、国会から修正を出すという形になつた、この間の経緯を政府はどう考へておるのか。もし得るならば、政府はなぜそこまでし得なかつたのか。またもう一つ、もし政府はたゞいまわれ／＼の審議にかけられてる案が最良の案だというように考へられるならば、この自由党、民主党から出される修正案についてはどういう欠点があるのか、政府の案が最善ならば、その案はどうかという欠点があるかないのかという点を、政府みずからの責任において答弁を聞かしてもらいたいと思ひます。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。どこまで行きましても、これは見解の相違だと思ひます。政府といたしましては、今でもやはり政府が考へ得る限りにおいて、一番いい案だと考へております。しかしながら先ほどたびたび、また今までたび／＼申し上げました通り、立法権というものは国会にあるのでございまして、たゞいその案がよからうが悪からうが、国会のきめたものに対しては、政府は服従して執行権の責任を果す、こういうような立場をとつておる次第であります。

○林百郎君 そうすると、政府の案が最善の案だとすれば、これ以外の案は最善でない、政府の案より悪いとはつきり言つてもいいと思ひます。そう解釈していいかどうか。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。民主主義政治と申しますのは、困

民の意思が一致してできたものが一番いい案でございまして、政府はいつも国会の意思を尊重しまして立案をいたす次第でございまして、今までも一番いい案と考へておつた次第でございまして。しかし今度修正されたものがいいか悪いかでなくて、よくても悪くても、国民の意思を反映して、国会が一致し、もしくは絶対多数でこれが通過したということになれば、国民の意思が反映してできた法律でありますから、その善悪ということは問わないで、民主主義的に、国民の意思に沿つて、政府は執行機関として国会の御意思通りに責任を果したい、こう考へておる次第であります。

○林百郎君 そうすると、政府の案が最善だと思ひますが、国会から出されたものは、いい悪いの批判の余地なくして、政府はやらなければならないのだ、執行の責任があるのだ、というようにお聞きしておきたいと思うのです。

そこで私としては、そうした執行の責任を負ふとすれば、政府原案に比べて、もうこれは現実の問題としてここ二、三十分を出ずして、修正案はここに上程され、おそろく仄聞するところによれば、多数をもつて通過すると思ひますが、これに対する政府の意見といふものはないのかあるのか。あなた

が政府原案が絶対に最良だと言ふならば、その修正案については政府の見解があつてしかるべきだと思ひます。最善だと思ふならば、その最善なる標準に比べて、この各党の修正案なるものに対する政府の見解あるいは意見なりを、ここで述べられるならば述べても

らいたいということを私言つておきたいと思ひます。

○岡野国務大臣 通過するかしないかは未定の事実でございまして。通過した上で、すべて政府はそれに対する見解を考へべきものだと思ひます。

○林百郎君 結局これはいくら議論しても限りありませんから、次の問題に移りたいと思ひますが、そこで先ほど岡野国務大臣の話によりますと、もしこの修正案が通るとすると、政府の提供してある数字からいふと、三十億減税になるというのでありますが、この三十億の減税は千九百億のわくの中でまかなわなければならぬ。要するに千九百億のわくはかわらないのだというふうな見解であります。そうすると、この三十億はどこへ転嫁されて行くか。どこかへ転嫁をされなければ、これをまかなうわけに行かないと思ひます。そこで先ほどの大臣の答弁の中で、相当弾力性があるのだ、このたびの提出した地方税法は弾力性があるということをお言ひになつた。そうすると、ここでわれ／＼が一生懸命になつて汗を出して、やれ税率がどうだ、固定資産の倍率がどうだというようにことを言つておつても、それは問題にならないで、どうにもなるのだということにもとれるのであります。その点についての政府の見解をお聞きしたいと思ひます。

○岡野国務大臣 どこまで議論しましても、議論は議論でございまして。先ほども申し上げましたように、あれがかりに一・六に下つたならば三十億の減税になるだらうというところは、新聞紙上に出ておつた。だからそう想像されるということだけでございます。

(「そんなことはない。」)速記録を調べてください。

○林百郎君 それは重大な失言だと思ふ。先ほどのたしか鈴木次長のお話ですと、政府から出してある資料によりますと、三十億減税になるといふことをはつきり言っている。新聞にそう書いてあるなどというのを一言も言っていない。そういうしつららしい逃げ口上をしてもらつては困る。あなたの方の出した資料によれば、三十億減税になるのか、あるいはそれは新聞に伝えているところを政府としては考えていないのか、その点をはつきりしてもらいたいと思ふ。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。新聞紙上においてそういうふうになつておるといふことを私は伺つたから、そうなるだらうという想像、これも仮定の議論でございまして、まだ通過しておりません。その意味におきまして私は減税になるかどうか、はつきりなるとは申しません。

○林百郎君 そうすると、この固定資産税の税率が一・七から一・六になつても、岡野國務大臣としては減税になるかどうかかわからぬというのですか。

○岡野國務大臣 その通り先ほど御答弁申し上げております。

○林百郎君 そうすると税率が下つても税金は下らないかもしれないという妙なことになるのですが、それでいいですか。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。通過した上で考えます。

○林百郎君 通過しようとして、税金をかける率が下つておるにもかかわらず、税金が下るかわらないかわからぬ。そんなおおよそ子供に言わして

みてはわかり切つたようなことをわらない大臣なら、私はやめてもらいたいと思ふ。税率は下る、しかし下げた税金はどこかに転嫁される、あるいは固定資産税の中にはこういうポケットがあつて、そこからとるということになつてゐるのならなつてゐるとはつきりお答え願ひたい。

○岡野國務大臣 はつきりお答え申し上げます。とにかく通過しない法案に對して、その結果がいかになるかといふことを、政府は言明できません。

○林百郎君 法案が通過するしないにかかわらず、今自由党、民主党から一・七の税率を一・六に下げるといふ修正案がここに出されようとしてゐるわけだ。それについて政府の見解をただしてゐるわけだ。もし自由党、民主党も賛成される修正案のごとく、税率が一・七から一・六に下るとすれば、税金は下るのか、あるいはそのまゝになるのか、政府の見解はどうかといふことを聞いておるのです。

○小野政府委員 お答え申し上げます。この点につきましては、林さんも御列席の前で鈴木政府委員から御答弁を申し上げておりますので、十分御了承を願へると思ひます。

○林百郎君 そこで私の聞きたいのは、先ほど岡野國務大臣は、私が聞き出したに急にそつぽを向き出したのですが、三十億は千九百億のわくの中から出せるのだ、それは相当弾力性があるのだと言つてゐるのです。だからその弾力性というのはどこにあるのか。もしそんな弾力性のある地方税法だつたら、税率だとか倍率など真剣にやる必要はないことになるのです。

○小野政府委員 林さんから弾力性という言葉を問題にされておるようですが、これはこの法律案の第三百五十條をごらんになれば、はつきりとした次第であります。五百二十億を上まわつたり下まわつたりする場合におきましては、地方財政委員会がその税率を変更するものとする、こがいうことになつておるのを弾力性があるという言葉で表現いたしておる次第でございます。

○林百郎君 二つの問題がその点にあると思ふ。そうすると、この際かに税率を下げて、何でも五百二十億はとるのだ、あるいは千九百億のかかはわからないのだ、税率のいかんにかかわらず、あなたの説明した三百五十條によつて千九百億はとるのだ、固定資産税は五百二十億とるのだ。これが確定してゐるのかどうかといふことが一つ。それから今あなたの示した條文で、固定資産が一・六になつて三十億減らすとすれば、その條文でどこに弾力性を持つて行くのか、この二点を聞きたい。

○小野政府委員 三百五十條でございます。三百五十條によりまして、五百二十億というものを目安として、上まわつた下まわつたといふことになつておりますのは、土地、家屋以外の償却資産につきましては、評価の問題があるのであります。そこに議論の中心がなければならぬと思ひますので、從つて税率の点についても変更を加える余地が残されておる。これで御了解が行くと思ひます。

○林百郎君 いくら言つても限らないのですが、評価の点でどうにもなるので、税率などは、一パーセントや二パーセント上ろうが下ろうが、五百二

十億でとるものはとるのだといふことに解釈して、これ以上そうしたのでらうに問答はやめたいと思ひます。

そこで次の問題ですが、この修正案によると、附加価値税が二年延期されるということになつております。そうしますと政府の岡野大臣の説明によりうのだ。附加価値税一年延期の政府原案に對しての大臣の説明は、事業税によつてその間を補つて行くのだといふ話だつた。ところがこの事業税については、岡野大臣の提案説明の中で、事業税というのは大企業に不当に軽減され、個人的事業の負担は非常に多いもので、事業税といふものは、これはすみやかに廃止できるものなら廃止しなければならぬという御意見であつたと思ふ。これが二年間延期されるといふことになりまして、この岡野國務大臣のいわゆる大企業に不当に軽減されておるといふような不当な事業税が、さらに二年間継続実行されるということになると解釈していいかどうか。

○岡野國務大臣 提案理由で申し上げました通りでございます。

○林百郎君 そうすると、附加価値税二年延期というのは、岡野國務大臣から言わせれば、非常に不当な地方税といふのは、さらに一年政府原案より延期されて実行されることになつて、不当なよろしくない修正案だといふように私は解釈しようと思ひますが、それでいいのですか。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。その点において、先ほども申し上げました通りに、結果がよからうが悪からうが、民主主義政治として国民の

代表の国会がこうしろとおつしやれば、政府はその通り追從して行きます。これをもつて御了承願ひたい。

○林百郎君 そうすると、政府修正案は政府から見ても悪いのだといふように解釈して、次に移つて行きます。

もう一つの問題ですが、これはわが党の各議員からも質問があつたと思ひますけれども、実は七月十九日の大蔵委員会、社会党の中崎委員の質問に對して池田大蔵大臣が、自由党の参議院選挙以来一千億減税といふことについてはこういうことだ、国税においては七百億、地方税においては三百億、こ

ういふようなことを総務会できめたのであります。私はアメリカから歸りまして、七百億の減税は多分できるだらうと思つたといふことを答弁されておるのであります。当該主管大臣の岡野國務大臣としては、この池田大蔵大臣の見解についてどう考えられるか、お聞きしたいと思ひます。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。その点においては決定してありません。

○林百郎君 そうすると自由党の立場から言へば、参議院の選挙の際自由党で掲げた一千億減税、七百億国税、三百億地方税減税といふのは、まだ党が決定しておらないことを、選挙民をつるための詐欺的手段として用いたのだといふように解釈していいですか。

○小野政府委員 ただいま速記録によつて御質問になりましたので、正確に御答弁をいたしたいと思ひます。大蔵大臣は国税について七百億の減税をいたしたいといふ考えである。こがいうことは私も聞いておりますが、地方税において三百億減税するのだといふ

ことは、いまだ政府としては決定しておらないのでございます。

○林百郎君 これは七月十九日の大蔵委員会での速記を調べていただければわかりますが、自由党の選挙以来一億というの、国税において七百億、地方税において三百億というのをきめたのであります。そうすると、同じ関係の中でこの点の意見が非常に食い違つて、しかもこれが一般の大家に及ぼす影響は、非常に大きいと思う。だから少くとも天下の公党が選挙の公約として発表する以上は、相当責任あり、しかも閣内で決定した意見を吐いていてと考へてお聞きしているわけです。ところが大蔵大臣は大蔵委員会、地方税三百億減税と言ひ、それから岡野国務大臣は地方行政の委員会では知らないと言つてゐる。これは重大な食い違ひだと思ふ。その点について岡野国務大臣は、実はまだきまつておらないんだ、選挙の際の一億減税というのは確定的な閣内の意見として決定したものでなかつた。また自由党としても確定した意見ではなかつたということをはつきり言われるなら言われてそれでけつこうだと思ひますが、この問題についてお聞きしたいと思ひます。

○小野政府委員 私からお答えいたします。この問題につきましては、昨日も御質問がございまして、同様の趣旨の答弁をいたしておりますので、御了承願ひたいと思ひます。

○林百郎君 この点結論を申し上げますが、昨日のわが党の委員の質問に對しまして、池田大蔵大臣から、そういうことは大蔵委員会では言つていないはずだ、速記録を調べろという御回答で

あつた。そこで本日大蔵委員会の速記録を調べたところが、自由党の選挙以来の一億というの、国税七百億、地方税三百億、こういうことを総務会できめたのであります。はつきり言つてゐるのです。だから重大な食い違ひがあるというのをきこつてあらためて言つてゐるわけなんです。そこでもし三百億も減らす余地があるならどこから減らすのか、また本年から実現したらいいではないかというのを、私は一歩深く入つて聞きたいと思ひましたけれども、大分苦しいようでありまして、この点はこの程度でやめておきたいと思ひます。

最後にもう一つお聞きしたいのであります。私が先ほど大臣にお聞きした地方税の弾力性があるという点でありまして、この点は実は本年度の国家予算につきましても、私たち野党の各委員が、たとえば債務償還の点など一般会計、見返り資金から入れて千二百億の債務償還がある。これは債務償還が多過ぎるので、不審に思つてゐる／＼突きました。ところがあにはからんや今ごろになりまして、実は警察費千二百億の債務償還は、ドッジ・ラインを堅持するために、自由党の政策としては断じてゆるがすことのできない基本的な政策だという説明を、われ／＼は予算委員会でも聞いたわけです。ところがそれがいつの間にか警察費というやうな形で使われているわけです。実はこの岡野国務大臣の地方税にも相当弾力性があるというところは、朝鮮事変あるいはその他弾圧の費用とかいうやうなもの、この弾力性という言葉の中に含まれておるのではないかと、このことを——笑つておりますが、現実の問題

として、債務償還から五百億も警察費の方に出来るというので聞いているわけです。こういう点について政府はどう考へておるか。わが党の各委員の質問に對して、このたびの朝鮮事変の協力費あるいはその他の費用については、地方税からの負担は一切ないんだというのを、はつきり言われているようでありまして。しかし現実の問題として、たとえば国家警察費の一部が末端の自治体から協力費という形で出ておる。また首都建設法案、これは大体三千億くらいかかると言われておりますが、首都建設についての地方自治体の負担、あるいは防空法案、これはもう大橋法務総裁がはつきり言つておるものであります。防空法案を出すということになりますと、各地方の防空施設に對する末端市町村の負担が非常に増加して来ると思ひます。それから港灣法の通過しまして、日本の重要港灣の一切の施設の費用が、末端の市町村に転嫁されてくるわけです。こういう点から言いますと、今日吉田内閣の政策である国連に協力するという形で、朝鮮事変に政府が協力し深入りして行くに連れて、港灣あるいは防空、あるいは首都建設、国家警察というやうな形で末端市町村の負担が非常に増加して来る。場合によつては千九百億の本年度当初見込額だけでは、とうていまかなえないというやうなことがあると思ふ。これに對して政府はどういうやうに考へてゐるか。要するに、朝鮮事変の協力費という形で、将来末端の市町村へ費用がこれ以上転嫁されるかどうか。またされる場合にはどういう形でこの負担をまかなうかという点をお聞きしたい。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。林議員から先々のことまで御心配くだされまして、地方財政のことについて非常に親切な御考慮を拂つていただくことは感謝にたえません。弾力性があると申しておりますことは、あれは償却資産がどうなるかということ、弾力性があるということに私は考へております。同時に、この法案を提案いたしますときには——朝鮮事変は実は二十五日に起つたのでありますけれども、そういうやうなことは何ら考へには入れておりません。その意味におきまして、先はいかがなるか、私は地方財政には影響をさせない、またさしては地方財政の確立を期することはできない、こう存じておる次第であります。

○林百郎君 そうすると、朝鮮事変への協力態勢によつて、末端の市町村には何ら財政的な負担はかけないという見通しであるということ、はつきり大臣から言えますか。

○岡野国務大臣 はつきりお説の通りでございます。

○林百郎君 従つて、岡野国務大臣としては、将来朝鮮事変に協力するといふ形が、どういふ形で深入りして行くかと、末端の市町村へは財政的な負担はかけない。従つて地方税も千九百億のわくを越してとるやうなことは、絶対に考へておらないというやうに解釈してよいのですか。

○岡野国務大臣 その通りでございます。

○河原委員 本法案に對する質疑はこれで打ち切られんことを望みます。

○前尾委員長 河原伊三郎君の質疑終

局の動議に御異議ございせんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○前尾委員長 異議なしと認めます。これにて地方税法案に對する質疑は終局いたしました。

それではしばらく休憩いたしまして、午後一時半から再開いたします。討論採決いたします。

午後零時三十八分休憩
午後二時二十四分開議

○前尾委員長 これより休憩前に引続き、地方税法案を議題として會議を開きます。

この際門司亮君より発言を求められておりますので、これを許します。

○門司委員 私はこの地方税法案の討論を行います以前に、質問がすべて終了いたしましたので、従つてやがて提出せようとする修正案に對しての意見でなくして、私どもの意見をこの際陳列しておきたいと思ふのであります。

第一に申し上げたいと思ひますことは、附加価値税に對してであります。附加価値税はすでにい／＼私ども論議をいたしまして、さらに当局の説明を聞いて参つたのであります。この税は、前国会におきましては、流通税と収益税との中間であるといふことの当局の説明を承つたのであります。しかしながらこれが、流通税であるといふことを本議院において明確にいたされませんでした。これにつきましては、従来取引高税が非常に惡税であつて、従つてこれを廢止するのだという政府当局の意見とは、まったく食い違つた意見であると考えざるを得ないのであり

業者等に対しましては、当然非課税の対象の中に入れるということが、正しいのではないかと考えておるのであります。

なおこれらに対しましては、先ほどから申し上げておりますように、理論上当然前年度の所得税に対しても、個人に対しましては百分の九を課税することが正しい税法の建前であり、また実情に即したものであると考えておるのであります。

次に固定資産でございまするが、固定資産につきましては農地以外の土地、及び家屋につきまするところの倍率は、当然五百倍とすることが私は正しいと思うのであります。

さらに農地にあつては、自作農創設特別措置法の第十六條に規定いたしまする価格の十二・五倍を、当然調整係数といたしまして、その倍率をかけるということにしたいと考えておるのであります。しかしこの倍率は昭和二十五年の二月一日以降において、農地の公定価格が引上げられました場合におきましては、それに應じてこの倍率を引下げて行きたいと考えておるのであります。これは委員会の審議におきまして、しばしば申し上げましたように、現在の日本の土地、家屋の一切の価格というものが、東京においてわずかに九百十九倍であり、大阪においては最高六百六十六倍という数字が出て参りますと、その他の都市においては大体四百倍ないし五百倍であり、これに政府の二十二年の財産税設定のときに、物納といたしまして納めましたものから買上げましたその価格は、大体百二十倍から二百二十五倍に当時相なつておるのであります。これを今日

の物価指数から勘定して参りまして、政府のとりました処置を勘案いたしまして、当然五百倍には改正しなればならないと考えるのであります。ことにこれは御承知のように法令によりますと、適正なる当時の時価といふことが、法律の文面にはつきりいたしておりますので、この倍率も、大体時価に即応した倍率をとることが正しいのではないかと考えておるのであります。

さらに政令の定めまするいわゆる特殊の積雪寒冷地帯及び政令には定めておりませんが、農村に對しましては、特に平均降雨量を常に越えておる地帯に對しましては、当然農地以外の土地、家屋に對しましては、やはりこれに即応する調整係数をかけて行かなければならないと思ふのであります。この係数は大体土地、建物に對しましては賃貸価格の四百倍とし、農地につきましては調整係数の十倍とすることが正しいと思ふのであります。

さらに償却資産につきましては、私どもといたしましては、税率を〇・八八とすることが正しいのではないかと考えておるのであります。これは前回の国会において提出されて参りました政府の資料に基きますならば、償却資産の総額は一兆三千億を越えておるのでございまして、これに所要額の九十三億の税収入をとうとういたしますならば、私どもは微税率を八〇%と見て参りまして、当然その税率は〇・八八で、十分政府の所要額は、微税が得るものと申し上げなければならぬのであります。

さらにこの税に對しまする非課税の範囲でございまして、非課税の範囲に

對しましては、政府原案によりますならば非常に縮小されて参つておりますが、私どもは先ほど住民税の点でも申し上げましたと同じように、やはり農業協同組合、消費生活協同組合、中小企業等の協同組合、あるいは漁業協同組合、水産加工協同組合、土地改良及びその他の連合会に對しましては、当然非課税の対象にすべきだと考えておるのであります。

御承知のようにこれらの協同組合といふものは、おの／＼その事業の育成と、民生の安定と、これらの業務に従事したしております諸君の生活の安定を期することのために、政府が特別法人として、特別法をもつて保護しております団体に對して、他の償却資産を持つております企業を営んでおりますものと同じように、税率をかけた参るといふことは、はなはだ不穩當だと考えておるので、政府がこの保護育成をするという建前から、当然これを非課税の範囲に入れなければならぬと考えております。

さらに農業用の償却資産、あるいは遊休、未稼働資産、あるいはは陸道であるとか、あるいは小型漁船であるとか、學術、試験、研究のために行いますところのすべての施設であるとか、海運業、地方鉄道、及び軌道業、発電事業、ガス事業の固定資産の評価に關しましては、地方財政委員会の定めるところによつて、一定率を減額することが正しいのではないかと、私どもは考えておるのであります。

さらに法案によりますならば、免税点を二万五千円にいたしておるのでございまして、これは当然五万円に引上げることが、順当ではないかと考

えておるのであります。

さらにこの問題で最も大きな問題が起りますのは、この地租、家屋税の値上りによりまして、当然起つて参ります地代、家賃への転嫁の問題であります。しかるに本法案に對しましては、この地代、家賃に對しますところの転嫁の防止の方法が講じられていないのであります。これはシャウプの勧告案を見ても、地租、家屋税は上つても、今日の現行の状態から見るならば、地代家賃を値上げするの必要はないといふことが、シャウプの勧告案の中にはつきり書いてあると考へられておるのであります。従いまして私どもはこれらの処置に對しましては、当然そういう転嫁することのできないような、防止するための処置を講じなければならぬと考えております。

なお法案につきましては、問題になつておりまするいわゆる三百五十條、上まわる下まわるという言葉が使われておりますが、こういう不定確な條項は、私どもはぜひ削除しなければならぬと考えておるのであります。

さらに遊興飲食税に對します問題でありますが、遊興飲食税に對しましては、料理店、貸席、カフェー、バーその他当該府県の條例で定めておられますこれに類する遊興飲食税の標準に對しましては、現行法によりますと、百分の四十と規定しておりますが、われ／＼これを百分の二十に減額したいと思ふのであります。これは一面私どもの立場から申し上げますが、奇異の感じを持つてござい

ますが、私どもは同時に同じ項目にあ

りまする宿泊及び前号の飲食以外の飲食の料金に對しまして、現行法の百分の二十を、同じ率で百分の十に減額したいのであります。これはしばしば申し上げておりますように、業者の陳述その他を聞いて参りまして、大体千五百九十億の商ひがあると言つておりながら、その税収入といふものは昨年においてはわずか九十八億、本年度において百二十億が見込まれて参つておるのであります。もし業者の言うことが正しいといたしますならば、これが最低百分の二十、最高業者の花代、これは百分の百でございまして、あるいは中層をとつてこれを百分の四十と仮定いたして参りまして、何ゆゑにこの業者の申しております収益と税金との間に、大きな開きがあるかといふことであります。もし業者の申しております一千六百億の数字が正しいといたしますならば、これに百分の税率をかけて参りまして、当然百六十億の収入がなければならないはずであります。しかるにこういう高率な税率をかけて参りまして、なおかつ本年度において百二十億の税収が見込めないといふことは、非常にこの税制がむりであつて、当然課することが困難である税金の税率をかけて参りますために、ことさらに脱税を助長しておるような形を示して参つておられますので、とり得る税金、納め得る税金にこの制度を改めることによつて、料理飲食税の収入が当然はかれるものだと考えておるのであります。

なお外食食堂その他におきまして、同じように税金がかかつて参つておりますので、家庭で生活をいたします者に對しましては税金はかかつて参りませんが、外食券を利用して参ります諸君の外食に對して税金がかかるという不当をなくすると同時に、一面今日ほんとうに働いておる肉體労働者が、帰りに一日の労働によつて非常に疲れておる体を、一ぱいのしやうちゆうで休めることに對しても、なおかつこれに百分の二十あるいは百分の四十の税金がかけられて参つておるのであります。従いまして、それらのほんとうにあすの労働力のかつとして補いまするわすか一ぱいのしやうちゆう程度に對しましては、やはり免税にすることが正しいのではないかと、いふことを考え合せますときに、一ぱいのしやうちゆうにも、一ぱいのしやうちゆうにも現行法のように高率の税率をかけることをやめまして、そして百円未満のこれらの飲食に對しましては、課税しないようにいたしたいと考えるのであります。

なお宿泊に對しまして、今日例外なしに税金がかけられて参つておりますが、これに對しまして、引率者のあります学童及びこれに類する学生生徒の団体の宿泊に對しましては、課税しないのが穩當ではないか。いわゆる今日の引率者であります学童その他の宿泊というものは、營業のためでないれば、あるいははせいたくことでないものであります。これはみづから知識見聞を広くするために行われております。これらの行為に對しましては、当然税金を課してはならないと考えておりますので、これに課税しないといふことにいたしたいと考えております。

なお電氣ガス税でありますが、電氣ガス税に對しましては、政府案は料

金を課税標準といたしておりますが、これは使用量を課税標準として課税することにしたいと思っております。今日日本の化学産業が非常に遅れておりますことは御存じの通りであります。従いましつてわれ／＼はこれら化学産業に對しましては、當然ある種の助長、ある種の援助を與へるということが正しいと思ひます。これを税の面で申し上げるならば、電氣がその産業の三分の一あるいは四分の一というやうな非常に大きなウェイトを占めております場合におきましては、これを一応その産業の原料であり、あるいは材料であると考へても決して過言ではないと思ひます。で、それらの業態に對しましては、やはり非課税の對象にすべきではないかと考へておるのであります。いわゆる鉄鉱石であるとかあるいはマンガン鉱であるとか、アルミナであるとか、苛性ソーダ、ソーダ灰、そのほか各種の化學肥料であるとか、ことにセメントのごときは、今回の電氣ガス税がかかつて参りますならば、一躍一四％の原価の値上りをしなければならぬと見ておりますので、これらに對しましては、従来非課税でありましたので、この際やはりこれを非課税に取扱ふことが正しいと思ひます。さらに電氣、電氣工業といふゆる金屬ソーダ、青化ソーダ、あるいは塩素酸ソーダ、過塩酸アンモン、過酸ソーダであるとか、過硫酸アンモンであるとか、これらのものに對しましては、當然これを非課税の對象とする。ことに電氣鉄におきましては、従来電氣鉄は鐵鐵におきましては、従来電氣鉄は鐵鐵の對象にいたしたいと考へておるのであります。

のが、今度はそれが除外されておるのであります。しかも今度の法案によりますと、同じ電氣鉄にしましても、可鍛鐵に對しましてはこれを非課税の對象にいたしておりますが、電氣鉄に對しましては、これを非課税の對象にしていないのであります。従つてこれらの問題はやはり非課税にすべきであると思ひます。そのほかヨードであるとか、あるいはメタノールであるとか、原油であるとか、アルマイト被膜加工であるとか、かゝるやうなものに對しましては、これを非課税の對象とする。さらに電氣自動車施設規則による電氣自動車の充電であるとか、あるいはガス税を課するガスはガス事業法の適用を受けるガス事業者の製するものだけに、これを集約したいと考へておるのであります。

さらにこの項で申し上げておきたいと思ひます。これは、私どもは農業用の電力に對しましては、ぜひこれを非課税の對象としなければならぬのであります。これにつきましては、ばば論議いたしておりますので申し上げるまでもないのであります。今日の農村の灌漑用水に使用電力は、まったく農民が採算を度外視いたしまして、ただ食糧確保のためにのみこれを使用されております。この灌漑用水に對しましては、當然私もその電氣料すらこれを免除すべきであると思ひます。これに不納税金を課するといふやうなことは、不当なものは、だいたいと考へておるので、農業用の電力に對しましてはこれを非課税の對象にいたしたいと考へておるのであります。

さらに入場税であります。入場税に對しましては、國及び公共団体の営みましますところの動物園であるとか、図書館あるいは博物館であるとか、さらには展覽會等に對しましては、これは當然非課税といたしたいと考へておるのであります。この点は従来におきましてもいろいろ問題があつた点でございしますが、今回の入場税が県税一本になつて参りました以上は、地方の公共団体、いわゆる市町村が行いますこれらのものに對しまして入場税がかかつて来るということが想像されて参りますので、當然これは非課税の對象の中へ、はつきり入れておくべきだと考へておるのであります。さらに入場税の税率であります。これに對しましては、とかくの技術的異論があるといひましたが、現行百分の百は少し高過ぎるのではないかと考へておりますので、これは百分の五十として、文化施設の向上をはかることこそ、現在の社会に即応した正しい行き方であると思ひます。

その他の税種であります。その他の税種に對しましては、先ほど申し上げましたやうな意見で、私どもは勘定して参りますならば、そこには當然減税をしなければならぬ面が出て参るのであります。県税に對しましては後ほど申し上げたいと思ひます。私どもは今回の税制改正の中で、廢税になつておりますものの中に、多少の異論はございしようが、電話であるとか、金庫であるとか、あるいは余給住宅であるとか、使用人税であるとかいふやうなもの、さらに不動産取得税といふやうなものに對しましては一定の限度を設けて、當然これらは税の徴収をすべきではないかと思ひます。

また、酒消費税につきましては、昨年までは税金の百分の五といふものが、地方税として地方で徴収いたしておりましたが、今回の処置によりましてならば政府は酒の値下げをしない、酒の値段はそのままの姿において、地方税を百分の五だけ減額いたしまして、その税金総額五十一億といふものが、政府予算の中に繰入れられて参つておるのであります。私どもは當然酒消費税のごときは従来のように国民全体が均霑いたしまして納め得るものとして、これを地方に返すべきだと考へておるのであります。そのほかこゝういふ措置をとつて参ります過程におきまして、その酒の不足額につきましては、地方財政平衡交付金の増額を當然求めなければならぬのであります。政府が昨年制定されました地方配付税法によつて本年度も政府に收納いたしますところの法人税、さらに所得税の總額の三三・一四をかりに地方配付税として配付するといふことになつて参りますならば、當然九百五十億を配付しなければならぬのであります。しかるに今回の平衡交付金の一千

五十億の中には、わずかにこれは六百六十七億しか含まれていないといふことは、政府の説明書の中にも明記されておるのであります。従つて従来からの考へて参りますならば、酒消費税において五十一億、地方配付税において二百八十億の税金が、従来地方に配付され、地方に收用されておりましたものが、そのまゝの姿で政府に集約されておりましたので、私どもは、先ほど申し上げました処置によつて減税いたします約三百億の財源といふものは、當然政府が責任を持つてこゝから支出すべきであらうと思ひます。さらには、四一七月の空白時代に参ります修正による地方税の減收部分は、先ほど申し上げましたやうに平衡交付金の増額において行ひますと同時に、税法の処置をいたしましては、地方財政委員会の中にはやはり労働、中小企業代表者をこれに参画せしめまして、この機構が全民衆の意思の上に地方財政の基礎の確立をするにとが正しいと考へておるので、ぜひ地方財政委員会の中には、労働あるいは中小企業の代表者を参加せしめる機構を置いていただきたいと思ひます。

それから税務の責任者の問題であります。税務職員に徴税に關しましては、何らこれを処罰するの規定が設けられていないのであります。税務吏員は、従来ならば財産の差押えをする、あるいは捜査をいたします場合には、當然司法警察官を伴わなければ、その行為は行なかつたのでございします。が、今回の税法の改正によりまして、

これが徴税にはみずから単独で錠前をはずし、あるいは封印を切つて捜査することができるようになつておりましたので、この危険を防ぎますことのために、万一それらが拒否の問題について、あるいは不当の行為のありました場合においては、当然これを処罰する法律がこれに織り込まれて参らなければならぬかと考えておるのであります。いたすに——いたすに——という言葉をいふと、あるいは誤解が起るかもしれませんが、納税者の方におきますならば、たとえば自動車税の場合におきますと、自動車の申告を怠つたということによつて三万円の過料を仰せつけられ、さらに不正の申告であつたということによつて、これに對しては罰則が設けられ、あるいは係官の質問に對して答えなかつたということについても、罰則が設けられておるのであります。刑事訴訟法によりまして、当然人権を尊重することにおいて、御承知のように黙秘権が承認されておるにもかかわらず、税法におきましてはその黙秘権をまつた無視いたしまして、係官の質問に對して答えなければこれを処罰するといふような圧制がここに設けられておるのでございますので、これらに對しましても私どもは当然修正を加えなければならぬと考えておるのであります。

さらに、税金に對します決定でございますが、これにつきましては、やはりおの／＼の業者の代表者というやうなものが、これに關與いたします機会をつくつて、これを民主化する制度を當然設けなければならぬと考えておるのであります。

さらに苛酷な取締りでありますところの、国税犯則取締令に關します適用は、この際ぜひ除外していただきたいと考えておるのであります。以上きわめて簡單ではございましたが、この税法全体に對する私どもの立場と意見を申し上げておきたいと思つております。

○前尾委員長 この際藤田義光君から本案に對する修正案が提出されておりますから、まずその趣旨弁明を許します。床次徳二君。

地方税法案に對する修正案

地方税法案の一部を次のように修正する。

- (1) 目次第六章中「昭和二十五年」の下に「及び昭和二十六年」を加える。
- (2) 第七十條中「昭和二十六年一月一日」を「昭和二十七年一月一日」に改める。
- (3) 第七十一條中「昭和二十六年一月一日」を「昭和二十七年一月一日」に改める。
- 同條第一項中「昭和二十五年十二月三十一日」を「昭和二十六年十二月三十一日」に改め、「(電気供給業及びガス供給業に對する事業税の算定については、当該事業年度の開始の日から昭和二十五年八月三十一日までの間に於ける収入金額)」を削る。
- 同條第三項中「(電気供給業及びガス供給業の収入金額を除く。以下本項において同様とする。)」を削り、「昭和二十五年十二月三十一日」を「昭和二十六年十二月三十一日」に改める。

- (4) 第七十二條中「昭和二十六年一月一日」を「昭和二十七年一月一日」に、同條第一項中「昭和二十六年」を「昭和二十七年」に、同條第二項中「昭和二十六年五月三十一日」を「昭和二十七年五月三十一日」に改める。
- (5) 第七十三條中「昭和二十六年」を「昭和二十七年」に、「昭和二十五年」を「昭和二十六年」に改める。
- (6) 第七十四條第一項中「昭和二十六年」を「昭和二十七年」に、「昭和二十七年三月三十一日」を「昭和二十八年三月三十一日」に改める。

- (7) 第三百四十九條中「百分の一・七」を「百分の一・六」に改める。
- (8) 第三百五十條第一項中「百分の一・七」を「百分の一・六」に改める。
- (9) 第六章の題名中「昭和二十五年」の下に「及び昭和二十六年」を加える。
- (10) 第七百四十條の見出し中「昭和二十五年」の下に「及び昭和二十六年」を加える。

- 同條中「昭和二十五年(法人にあつては昭和二十五年一月一日の属する事業年度から昭和二十六年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度までの間の事業年度分)」の下に「及び昭和二十六年(法人にあつては昭和二十六年一月一日の属する事業年度から昭和二十七年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度までの間の事業年度分)」を加える。
- (11) 第七百四十四條第一項中「法

人については」の下に「昭和二十五年」であつては「昭和二十六年」までの間の」の下に「昭和二十六年」であつては「昭和二十七年」までの間の」を加える。

同條第四項中「十二月三十一日」の下に「又は昭和二十六年一月一日から十二月三十一日まで」を加え、「同年一月一日」を「それぞれ同年一月一日」に改める。

同條第九項中「昭和二十四年中又は昭和二十五年一月一日から事業停止の日まで」を「昭和二十四年中又は昭和二十五年一月一日から事業停止の日まで、昭和二十六年中又は昭和二十六年一月一日から事業停止の日まで」に改める。

(12) 第七百四十九條第一項中「(電気供給業及びガス供給業の昭和二十五年八月三十一日以後に終了する事業年度分にあつては、当該事業年度開始の日から同年八月三十一日までの間に於ける収入すべき金額)及び(法人の行う電気供給業及びガス供給業に對するものにあつては、百分の一・四)」を削り、「昭和二十四年中又は昭和二十五年一月一日から事業停止の日まで」を「昭和二十四年中又は昭和二十五年一月一日から事業停止の日まで、昭和二十四年中又は昭和二十五年一月一日から事業停止の日まで、昭和二十四年中又は昭和二十五年一月一日から事業停止の日まで」に改める。

昭和二十六年度については昭和二十五年中又は昭和二十六年一月一日から事業停止の日まで」に改める。

同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 法人の行う電気供給業及びガス供給業に對する事業税のうち、昭和二十五年一月一日から同年十二月三十一日までの間の属する事業年度分については、前項の規定にかかわらず、その課税標準は、当該事業年度開始の日から同年八月三十一日までの間に於ける収入すべき金額及び昭和二十六年一月一日から当該事業年度の終了の日までの間に於ける収入すべき金額の合算額とし、その標準税率は、課税標準額のうち当該事業年度の初日から昭和二十五年八月三十一日までの間に於ける収入すべき金額に係るものにあつては百分の二・四、昭和二十六年一月一日から当該事業年度終了の日までの間に於ける収入すべき金額に係るものにあつては百分の一・六とする。

(13) 第七百五十條中「九月及び十二月中において」を「昭和二十五年分中においては九月及び十二月中においては、昭和二十六年分中においては八月及び十一月中においては」に改める。

(14) 第七百七十七條第一項中「昭和二十四年中」を「昭和二十五年中」であつては「昭和二十四年中、昭和

二十六年度にあつては昭和二十五年中に改める。

同條第二項中「十二月三十一日まで」の下に又は昭和二十六年一月一日から十二月三十一日までを加へ、「同年一月一日」を「それぞ同年一月一日」に改める。

同條第三項中「昭和二十四年中又は昭和二十五年一月一日から業務廃止の日まで」を「昭和二十五年中又は昭和二十六年一月一日から業務廃止の日まで、昭和二十六年中又は昭和二十六年一月一日から業務廃止の日まで」に改める。

(15) 第七百八十一條中「九月及び十二月中において」を「昭和二十五年中及び昭和二十六年中において、昭和二十六年中及び昭和二十六年一月一日から業務廃止の日まで」に改める。

(16) 附則第一項但書「第七百四十九條第一項」を「第七百四十九條第一項及び第二項に」、「その改訂の時の属する事業年度又は昭和二十五年中及び昭和二十六年中において、昭和二十六年中及び昭和二十六年一月一日から業務廃止の日まで」に改める。

○床次委員 私は国民民主党を代表いたしましたして修正案を提案いたしましたので、その修正の要旨を御説明申し上げます。藤田、山手、鈴木

の各委員を代表いたしましたして、簡単に御説明申し上げたいと思います。

修正案はお手元にまわつております十六箇條になつておるのであります。その要旨は二点にまとめらるゝことができると思つております。第一点は附加価値税が原案におきましては明年一月一日より実施せられることに相なつておられますが、さらにその実施を一箇年間延期し、昭和二十七年一月一日より実施せんとするものであります。第二点は固定資産税の税率は百分の一・七とありますものを、百分の一・六に減せんとするものであります。以下簡単にその理由を申し上げますと、第一に附加価値税はその趣旨におきましては、まことにものととらえて考えられる点もあるものであります。すでに前の国会におきまして、十分に審議せられましたところによりまして明らかであります。その内容におきましてはさらに検討を要するものがあるばかりではなく、納税者におきましてその周知徹底を得なければ、その円満なる実施をなすことは相当困難が見込まれておるのであります。さらにその課税標準が附加価値という新しいものを採用してありますので、現下のところの企業再建途上にとりましては、まことに重大なる影響が與へられると考へられるのであります。特に収益率の低いところの公益事業、あるいは赤字に悩むところの中小企業に對しましては、その打撃が大きいと考へて、あるいは企業の縮小、企業の閉鎖等も予想せられるのであります。政府は前国会におきまして地方税法案が不成立になり

まして、施行期が遅延のために、今さら遡及いたしまして附加価値税を徴収するといふことは、附加価値税の性質が変化を目的としたものである關係上、その徴収は不可能である、従つて従来の事業税を改善いたしまして、これを率せんといたしておるのであります。これをわが国の経済の事情を見て参りますと、明年一月一日より実施いたしますことにつきましては、依然として従来と同じように不適当な状態にあると私も考へるものであります。ゆゑにさらに一箇年間の延長をいたしまして、経済界の安定を待つと同時に、その間におきまして、産業界におきましても、この新税に即応し得るがごとくに整備合理化を実施いたしまして、なお納税義務者の側におきましても遺憾なく準備をいたしまして、さらにその内容につきまして検討を加へましたならば、あるいはその円滑な実施ができるのじやないか、もつて完全なる実施をはからんとするものであります。これがために本年度新たに実施せんとするところの事業税を、さらに一箇年間延長せんとするものであります。

第二は固定資産税の賦課率の軽減の問題であります。原案におきましては百分の一・七五とありましたが、〇・五を減じて従来通りの徴収額を確保することを予想しておるのであります。その課税標準を検討してみますと、なお政府案よりも〇・一を減ずるといたしまして課税標準の捕捉その他によりまして、依然として五百二十億円の予定収入を確保し得る見通しを得ましたので、可及的に納税者の負担を軽減し、新税実施によるところの摩擦を緩和せんがために、この修正案

を提案いたしました次第であります。

元來わが国民民主党といたしましては、地方税法案に對しましては、相當根本的な改正を要望しておつた幾多の点があるものであります。さしあたり今の二点につきまして修正案を提案したのであります。関連しておきますのでその他の改正に對するわが党の意見を申し述べたいと思つております。

そも、地方自治体に固有財源を確保し、その責任の帰属を明確にいたしますことは当面の急務であります。現下の経済情勢、並びに国民の担税能力に鑑みまして、直ちに負担能力を激増し、しかも税法の実施が遅延いたしましたために、納税が下半期に集中いたしますので、非常な困難を生ずるのであります。これに對して當然修正を必要と考へられたのであります。政府の原案作成並びにシャウプ勸告の基礎になりました資料には、なお相当ずさんなものがあるように見受けられるのであります。法案の課税標準並びに税率によりましては、非常に大きな自然増徴となつて、著しく徴税の困難とさらに納税者に対して苦痛を増す状況が見られるのであります。しかも先ほど申し上げましたように、附加価値税は、産業上の実情から見まして、明年よりの実施は不適当であるといふことが考へられるのであります。従つてこの際、下半期におきまして地方税の約四百億増徴という急激な負担増加を調整するために、平衡交付金を二百億円以上増額して、もつて負担の合理化と均衡化を得たいといふことを根本に考へておつたのであります。なお具体的に修正の希望点を申し上げますならば、附加価値税の実施を延期し、事業

税及び特別所得税を一箇年間さらに徴収することにしたのであります。この場合におきまして、協同組合あるいは新聞事業を非課税に加えるといふことに改正いたしたのであります。また市町村民税におきましては、課税標準中所得割を、今日百分の十八になつておられますが、これを百分の十二に低下し、なお法人に對しては、あわせて所得割を課し得るやうに改めらるゝ。農業協同組合は非課税にする。六十歳以上あるいは十八歳未満の家族に對しまして、所得十萬圓未満のとき

にはこれを非課税にする。以上が市町村民税に對する修正の意見であります。固定資産税につきましては、課税標準のうち土地家屋の倍率九百倍、これを七百倍にする。農地の倍率二二・五倍を十五倍にする。寒冷單作地の土地家屋の倍率を四百八十倍、農地を十倍にする。なお事業体によりましては、非常に不公平な課税になりますので、減免税を加へる。これは海運、地方鉄道、発電、ガス、各事業の軽減をはかりますとともに償却動産につきまして、いわゆる遊休未稼働動産あるいは工具、備品あるいは貯水池、坑道、水道、農業用償却資産、學術試験研究施設、協同組合の資産、小型漁船等の非課税を加へておつたのであります。なお課税率につきましてはこれを一・五にする。以上のような考へを持つておつたのであります。現下の情勢におきまして十分この目的を達することができなかつたことはまことに遺憾であります。しかしながら、この地方税なるものが前国会において不成立になりましたために、地方団体に

は非常な不便をこうむつたのであります。なおこれがために納税者におきましては、下半期において膨大な地方税を負担するという結果になりました。これはまことに迷惑であつたのであります。今さら法案不成立の責任をここで云々することはいたさないのではありませんが、再び地方財政に空白を生じ、国民に不当の負担をかけるということにつきましても慎重な考慮を必要とするのであります。ここにまことに不安ではあります。ただいまの修正提案は次会に譲りまして、ここに修正案を提案いたしまして、もつと幾分なりとも地方財政の確立に寄與し、国民経済の安定に進みたいと考えておるのであります。どうかこの修正案に対して皆様の御賛同を得たいと存するのであります。

○前尾委員長 ちよつとお話いたしました。ただいま提出の修正案に対して質疑の中出がありますので、その発言時間を一人十分以内として許すことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○前尾委員長 御異議なければ一人十分以内に決定いたしました。質疑は通告順に許します。塚田十一郎君。

○塚田委員 趣旨弁明をなさつておるつもりで伺つておつたら、いつの間にかあとの方にいろ／＼な御意見がついておつたのであります。大体修正の要点は二点であるということでありましたから、二点に間違いのないだろうと思ひます。そこでまずその修正の第一の点であります。附加価値税の実施をさらに一年延期ということについて、提案者側の御意見を伺つておきたいのであります。私どもは、先ほど門

司委員からもいろ／＼御意見がありましたが、附加価値税と事業税とを比較しますときに、これは事業税で置くよりも、附加価値税に改める方がはるかに合理的だという意見を強く持つておるのであります。従つて提案者側の御意見の一年延期ということ、実施に十分間に合わないという点、もう一つは、経済界がまだ安定しない、かた／＼もう一年も待つと安定するだろうから、その時期になればこの税が適当な税になるといふお考えであるように先ほど説明を伺つたのですが、これは重大な点であります。提案者側においては附加価値税は適当な税でないとお考えになつてゐるのか、適当だが時期において適当でないとお考えになつてゐるのか、この点を確かめておきたいと思ひます。

○藤田委員 お答えいたします。

現下の経済情勢におきましては、附加価値税を即時徴収することは不適當である、いましばらく経済界の推移を見て再検討の上、これを採用するかいなかをきめたいという意味におきまして、とりあえずさらに一年間延期したいという趣旨でございます。

○塚田委員 次に伺ひたいのは附加価値税の収入と事業税の収入との間の関係であります。私どもは、この地方税改革全体としては、政府が意図されております千九百億程度の税収は、今日の財政経済の状態から絶対確保しなければいけない、こういう根本的な信念を持つておるのであります。政府が今回修正されて出されました案によりますと、事業税は従来の税率を若干変更してあるのであります。

この変更は附加価値税による四百二十億の収入に合せて税率を考慮せられたというように私どもは承知しております。従つていま一年延期されて、つまり二十六年度における事業税収入と附加価値税収入との関係を提案者側はどういうようにお考えになつてゐるのか、この点を伺ひたいと思ひます。

○藤田委員 これは昨年度の事業税を継続徴収いたしますと約七百三十億の収入見込があるわけでございます。これは附加価値税を採用した場合に予想される四百十九億と比べると、お説の通りでございます。明年度におきましても、地方税の総収入をいくらか見積るかによつて税総額はかわりますが、大体こししの趣旨を採用継続したいと存じております。

○塚田委員 次に固定資産税についてお尋ねをいたしたいと思ひます。御提案になりました税率の一・七を一・六に変更せられましたことによつて、提案者側においては税収にどういふ影響が来るとお考えになつておりますか。

○藤田委員 この点に關しましては、実は固定資産税の課税の基本額に対する認定の問題でございます。政府の原案によりますれば、基本額が少し少額に過ぎております。これを修正することによりまして、五百二十億という収入見込額は全然変動はございません。そのことを申し上げておきます。

○塚田委員 民主党側において、来年度は固定資産税を五百二十億確かにとつていただけるのでありますから、私どもは安心をしてるのであります。ただそれに関連していま一点お尋

ねしておきたいのは三百五十條の第二項との関係であります。御承知のように三百五十條第二項には二十五年度の固定資産税が五百二十億とれたなかつた場合、もしくはそれとれ過ぎた場合に、税率を来年の一年中において変更するといふことが書いてあるのであります。この点は門司委員が突に不認識だと御指摘になつてゐる点であります。われわれからすれば、実に親切な考え方だと考えておるのですが、この條項は依然として生きてゐる。ただいま藤田委員の御説明では一・六でも五百二十億は確保できるという御意見でありましたが、確保できない場合には当然二十六一年一月中において、この三百五十條第二項の趣旨によつて是正されるといふように、われ／＼は了解してさしかえないのか、この点をお尋ねいたします。

○藤田委員 私は先ほど基本額を増加することによつて、税収は政府原案の通り確保できると申し上げましたのは、われ／＼が従来固定資産税というものに反対しておつた重要な一つの問題でございます。五百二十億という収入見込額になつておるが、実際はそれより相当増収になるといふ見込みでございまして、一・六になつても、この点に關しては全然変更ない、むしろそれ過ぎる危険がありますので、今回の政府原案にありまふ仮算定額と本算定額というものを活用いたしまして、税率の変更をやる自治体が、相当多数に及ぶだろうと想像いたしております。三百五十條の問題に關しましては、ただいま塚田委員の御説の通りでございます。

○門司委員 私はごく簡単にひとつお聞きしておきたいと思ひますが、これは大臣にひとつ御答弁願ひたいと思ひます。ただいま上程されました修正案によりますと、附加価値税をもう一年延期することに相なつております。私どもとしてはこれをやめようと思ひておりましたが、しかし大臣の説明には附加価値税は非常によい税金である。その理由は従来の事業税は収益税であつたが、しかし小企業に対して非常に重圧をされておつた。そして大企業は大体これら税の対価から除かれておつた。従つて今度の附加価値税であるならば、それが十分つかめるから、大企業が非常に重圧されて、そして中小企業が助かるのだ、まことによい税金だという御説明を拜聴いたしましたのであります。その大臣が確信をもつてよい税金だとして御説明になりましたものが、もう一年間延期される。そして悪い税金だとお考えになつており、また言われております事業税が存続されるということにつきましても、当局としてはどういふ心境におられますか、お聞きしておきたいと思ひます。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。政府は今でも附加価値税は非常によい税金だという信念にはかわりはありません。ただいま御提案がございまして、もしこの修正案が国会の立場において御修正になつて、そして可決されることになりましたれば、よい税であるけれども国会の御趣旨を尊重いたしまして、一年待つてよろしいと考えております。

○門司委員 一応政府として大臣のお考えはさう言う以外にはないと思ひます。ただひるがへつて現在の日本の行政は、従来の官僚政府ではござ

いません。政党の政治であります。従つて大臣はこの原案を出されて、原案を説明された自由党所屬の大臣だと心得ておる。総理大臣は自由党の總裁である。しかるに悪い税金であるとお考えになつておられますものに対して、自由党はこれに賛成なさるつもりであるかどうか、もう一応自由党から出た大臣としての党の立場を明確にしたい。

○岡野國務大臣 自由党といへども憲法に違反することはできません。従つて憲法に定むるところによつて、国会が一致して立案された法案については、政府はこれに従うよりほかに方法はない。

○門司委員 私はさつきから申しますように行政府としては、さつきの第一段の答弁でけっこうだと思ひますが、私の今聞きましたものは、現在の行政府といへども、やはり政党政治でありますから、政党から成立つておることに間違いはない。従つて政党の持つておる施策が行政の上に反映するということが、政党政治の本來でなければならぬ。しかるにその基本をなしておるべき政治の意見とは、まったく食い違つたことが議決されるというやうなことは、おおよそ新しい憲法治下において、民主政治の治下において行われたいというところは事実であらうと思ふ。

○岡野國務大臣 もし政党といふものを基礎に置いて、憲法に対してさういうことを仰せになるならば、御自分の政党が主張されておる法案が通らなかつたならば、あなたは議員を辞職なさるか、これをひとつお聞きしたい。

○門司委員 かつてわが党内閣のときにおきましては、越年資金の〇・八の支出ができるかできないかというときに、当時の片山内閣が提案いたしましたものを、社会党みずから国民的立場に立つて反対して、内閣をつぶした経験を持つておるのであります。われわれは国民を代表いたしておるべき政党が、国民的立場に立つて、行政府の考へておられますことと、政党の考へておられますことと食い違つて参りました場合には、当然行政府はしりぞくべきであるとお考へておられますが、行政府の考へと違つた與黨の採決に対して、一体政府はどういう責任を負われるか、お伺ひしたい。

○岡野國務大臣 附加価値税が否決されてしまつたというのなら考へなければなりませんと思ひますが、すでにこれが準備期間を置くために、われわれの原案といたしましても一年延期したいということを申入れて、この法案を出しておる次第であります。それを皆様方がもう一年延したらいいということでありまして、これは時期の問題であつて、本質の問題ではないと存じます。

○門司委員 時期の問題だというお話でございますが、もとより時期の問題であります。しかしながら政治責任といふものは、單に——しかも一年と申しておられますが、これから来年の一月一日まで何箇月あるかということでありまして、その間僅かに四箇月か五箇

月である。それだけの延期が認められてゐる。しかもそれは與黨全体の意見として、附加価値税に対してほんとうに検討するといふ意味で延ばされたものではございません。實際は大臣もお話のように、参議院で御答弁になつておられますのを聞きますと、明らかに附加価値税は物価に転嫁するのであるが、これが一月一日にさかのぼるならば、さういふ措置がとれないから、言いかえるならば、いわゆる資本家が非常に損をするから一月にしたいのだというように、私は御答弁を拜聴いたしておるのでございますが、もしそれが事實といたしますならば、ただいまの答弁はなほはだ當を得ない答弁だと考へておるのであります。従つてこの点についてどうかもう一度御答弁を願ひたい。

○岡野國務大臣 ただいまのことは御意見の相違と拜聴いたしておきます。

○門司委員 こんやく問答はやめま

す。次には住民税との関係であります。大臣は先ほどのわが党の勝間田君の質問に対しては、あくまでも仮定の問題であつて、修正案が提案されたらそのときに答えるということでありましたから、あらためて私はここで聞き直すのであります。それは政府の税体系において、住民税を法人に非常に軽くしたといふことは、附加価値税がかげられ、さらに固定資産税等の非常に重い税金が法人にかけられるから、従つて住民税については法人に対して軽減をはかつたのだといふことが言われておるのであります。附加価値税がさらに一年延期になり、さらに固定資産税の税率が、たとえば千分の一で

ございまいしやうとも下げられました以上は、政府の考へておられます税体系に一つの大きな変更があつたと、われわれも考へて参るのであります。かういふ結論から申しますならば、当然住民税に対しては何らかの措置を加えなければならぬという理論に相なつて参りますが、この点に対する大臣の考へはいかがでございまいしやうか。

○岡野國務大臣 考へる考へは持つておりませんことを御了承願ひます。

○門司委員 考へる考へはお持ちにならぬといふことでございまいしやうか、私は重ねて聞いておきたいと思ひますが、もしこれをかえなければ、税体系が政府の考へておられることと違つた形において現出するものであるといふふうに解釈してさしつかへございせんか。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。それが半年延びるか、一年延びるか、の差でございまして、税体系には変化ございせん。

○門司委員 税金は半年先にとられるのではございせん。税金は今年からとられるのであります。政府はこれを半年先に延ばす、あるいは一年先に延ばすといふことによつて、税体系に係はなないといふやうなお話でございまいしやうかと、とられる方は現実の問題といたしまして一年延ばされておる間でも、とられるのであります。現実とあなた方の單に机の上だけでお考へになつておることとの間には、非常な相違を持つと思ひますが、現実にはこれは体系をかえられなければ、ことしと来年においては、住民税において一般大衆は政府の考へておられます以上の非常な重圧を課せられ、多額の税金をとられると

いふことに相なつて来るのであります。この点に対するお考へは一体どうなつておりますか。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。先ほど申し上げた通りでござい

す。

○前尾委員長 立花敏男君。

○立花委員 私は委員長この修正案の取扱ひ方に反対であります。先ほどから各党の代表が質疑を簡單にということと済ましておられますが、実はこの修正案の扱ひ方は、そう簡単に参るものではないと考へます。委員長は各党の代表質問を十分に限定されておられますが、これは大きな間違いでござい

ます。私も今この席へ参りまして、この案をいただいたところなんです。從來とも新聞紙上等を通じて、修正案が關係方面との間に折衝があるといふことは、うわさには聞いておりましたが、手にとりましたのは現在が初めてなのであります。しかも國民といたしまして、正式に国会に提出されまして、きやうであるといふことは知つておると思ふのであります。しかもこの修正案が、わずか十分間の質疑によつて行われる。しかもいただいた案によりまして、何ら資料的なものが付随してない。かういふことでは修正案に対する十分な審議はできません。これは政治そのものがやみ取引である。修正案そのものが提出が、ただその過程における關係方面との交渉に重点がおかれておられて、せつかくの国会における審議が何ら十分に行われていないといふことを、明白に暴露しておると思ひますので、修正案のかかる取扱ひ方には絶対反対であります。しかし多数をもちまして、さういふ取

扱いをするという決定を今されましたので、意見だけはひとつ述べておきたいと思ひます。個々の問題につきましても、各党から意見がございましたが、午前中の各委員外質問にも出ましたが、その点は簡単に省略したいと思ひます。しかし問題はこの修正案をめぐる税法自体の不明朗性なのです。国民の税法に対する不信の念は、これはおおいことができないと思ひます。であります。何となれば、税率が下りましても税金が下らないということ、これは一体何たることであるか、私はどうも不明朗だと思ひます。税率は下りましても税金が下らない、修正と申しましても、それは単なるわく内操作であります。決してこれは本質的な修正じゃないわけですから、ところがいただきました資料には、税率を下げるということを書いてありますが、その税率を下げて、同じ収入が得られるという資料は、どこにもないわけでありまして、これは私提案者からもいただきたいと思ひますし、この資料の伴わない修正案をお受けになりまして、通過された後に執行の責任を持たれる政府自身にもこの措置をお尋ねしたいと思ひます。

○前尾委員長 だれに対する質問ですか。提案者に対する質問ですか。

○立花委員 両方です。

○前尾委員長 指名してください。

○立花委員 提案者には、これになぜ税率が下つても税額が同じであるという資料をおつけにならなかったかという質問。それからそれに対して、この資料のついていない修正案が通過いたしました場合に、執行の責任を負われる政府といたしまして、どういふうな措置をおとりになるか。午前中の質問によりまして、政府が出されました資料は、大蔵省あるいは安本等の權威ある資料によつてお出しになつたということをおつておられます。しかもその資料に従ひまして三十億の減額になるということも言つておられる。そうならば、この資料も何もついていないこの修正案によりまして、ただ率だけを下げられまして、はたして政府自身がその執行の責任を持てるかどうか、この点をお伺ひいたしたい。

○藤田委員 お答えいたします。提案者に対して、重大なる修正案に資料をつけていないが、どういふ理由かといううような御質問でございまして、実は資料をつけるのが理想ではございまして、何分にも時間的な余裕がありません。しかも立花委員がよく御存じの通り、この点に關しましては昨年の秋の臨時国会以来実質的な審議を継続いたしておりまして、その内容は十分御存じになっておると思ひまして、むしろ資料を出すことによつて、常任委員諸君を軽減するようになつてはせぬかと考えまして、(笑)資料をつけなかつた次第でございまして。

○岡野國務大臣 政府として御答弁申し上げます。これは固定資産税につきましまして、すでに原案においても申し上げました通りに、上まわるかもしれないし、下まわるかもしれないというやうな予定がついておられます。でございしますから、この修正案が通りますならば、また提案の理由としまして、わくを動かさないうで率だけを動かすといううことでございしますから、やはり提案の理由に申し上げました通りに、また税法に書いてあります通りに、調整し

得る限度を持つておりますから、それによつて国会の御意思を尊重して調整して行こうと思ひております。

○立花委員 だれからそ國民がこの税法に對して不信の念を抱かざるを得ないと思ひます。たとえば藤田委員の先ほどの御答弁の中にも、とり過ぎる危険があるといううことを言つておられます。また大臣は、上まわるか下まわるかわからないといううことを言つておられる。そういう形で固定資産税がとられましては、これはたいへんなことになる。しかも固定資産税を負担します大部分の者は、今食うか食わないで生活しておる者でありまして、大部分が地代、家賃、小作料に転嫁されるものでございしますから、これは当然に現在の苦しい生活をしておりまします大衆が負担する税金でございまして、それをとり過ぎる危険がある、あるいは上まわるか下まわるかわからない、そういうふうなものをおきめになりますことは、これは絶対に國民としては今度の地方税には信頼することはできません。これに對して政府はどういう建前から、あるいは提案者はどういふ建前から今後のこの税法に對する國民の不信を償おうとされるか、お聞きいたしたいと思ひます。

(発言する者あり)

○前尾委員長 靜肅に願ひます。

○藤田委員 お答えいたします。ただいま立花委員の御質問でございします。この税法に對する信任、不信任は、国会議員たる立花委員の隨意でございまして、ただいまの御質問は見解の相違と思ひまして、御答弁いたしません。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。

す。三百五十條第二項に書いてございまして、たゞ御論議の的になつた問題でございします。三百五十條の第二項をごらんくださつて、御判断を願ひたいと思ひます。

○立花委員 私は原案のことを問題にしておるではありませんが、修正案のことを問題にしておるわけですから、政府がお出しになりました三百五十條の資料はいただいておられます。しかしそれがさらに修正案の率の下つても同じであるということが問題なんです。この点は國民は重大なる不信を抱かざるを得ない。藤田さんは、私個人の所信は自由だとおつしやつたが、もちろん自由です。私が言つておる趣旨は、國民全体に對する地方税法案の不信の問題を言つておるのです。だからそういう重大な問題を含む修正案に對しては、もつと慎重に、しかも十分な資料をつけて、十分な審議の期間をつけてやつていただきたいといううことを、最初に申し上げたのです。しかもこの問題は、國家予算とも実は關連して参ります。実は國家予算の中の平衡交付金千五十億、これに對して國民は重大なる疑惑を抱かざるを得ない。千五十億の平衡交付金は、御存じのように大体この原案の、前の国会に提出されました地方税法案の税収を基礎といたしまして、その七〇%という額で算出されて千五十億なんです。しかもそれが率の下りまして平衡交付金の額だけと同様であるといううことになつて参りますと、これに對しまして國民はやはり重大なる疑問を抱かざるを得ない。従つて國家予算の中の重大なる要素である平衡交付金に對しまして、國民が不信を抱くばかりでなく、國家予算全

體に對しまして、國民の不信の念をぬぐうことはできないと思ひます。これに對しまして、やはり提案者といたされましても、あるいは政府といたされましても、十分なる御覚悟をお持ちにならないといけないと思ひます。でございしますが、この点を明らかにしていただきたい。

○藤田委員 ただいまの立花委員の平衡交付金の問題に關する御意見、まことに貴重なるものとして、謹んで拜聴いたしておきます。

○前尾委員長 松本六太郎君。

○松本(六)委員 修正案の提案者にお尋ねをいたします。まず附加価値税をさらに一年延期するということについては、先ほどの議論がありましたけれども、それに對します措置が當然考へられなければならぬと思ひます。ですからたとえば大臣のこの法律案提案の説明にも述べておられますように、今までやつておりました事業税というものは、非常に大きな欠陥を持つていて、この欠陥を附加価値税の創設によつて是正をするということが明らかになつておる。この大きな欠陥というものは、先ほど指摘せられておるうのは、要するに法人その他のものに對しては非常に税が輕くなつておるが、個人もしくは小さな企業に對するところの課税が非常に重くなつておる。このことを政府も強く指摘しておるのであります。従ひましてわれわれは、一年延期せられるにあたりましては、当然この不合理性、もしくは今まで行われておりましたところの事業税に對します欠陥を、何らかの手段によつて是正すべきであると思ひます。これがもう一年さ

らに延びるということになりますれば、いやが上にもこの不合理もしくはこれらの矛盾というものは大きくなつて、国民の上におかばさつて来るのであります。これに對しまして、さらに一年延期するところの場合の事業税の措置を、いかに改善しようとせられるかという点が一つも示されておられないので、この点についてのお考えを伺いたい。

○藤田委員 ただいまの松本委員のお説もつともでございます。その点に關しましては、われ／＼としまして、地方財政委員会規則その他の政令、あるいは地方自治団体の條例の運用におきまして、十分御期待に沿うようにいたしたいと思ひます。

○松本(八)委員 ただいまの藤田委員の御答弁は、ちょうど先日小野政務次官がやつておられる御答弁と大体同じようでありまして、さような抽象的なことでは、私は解決できないと思ひます。少くともかような重大な修正をやります以上は、この裏づけとなるところの事業税に對しても、明らかなる一つの措置が講じられなければ、とうてい国民は安心できない。事業税そのものが非常に不合理であり、しかも不均衡なる課税が行われておるといふ前提に立つて、附加価値税というものをここに創設せられたのであるから、これを二年も延期されるといふに至つては、事業税の持ちます不合理性あるいは非常なる不当性というものを、これと同様に並行してここに改善し、もしくはこれに對するところの適當の措置を考えなければならぬと思ひますが、そのことを忘れておられるのか、あるいはまたただいまの御答弁で

は全然要領を得ない抽象的なお話で、これでは困る。ですからもつと具体的にどういふ考えを持つておるか、たとえばこの修正案には書かなかつたけれども、具体的にはどうするかというようにな点がおありになると思うのでありますから、この点をもう一度伺ひたいと思ひます。

○藤田委員 立場上なか／＼答弁が十分納得が行かぬようでございますが、恐縮いたしておりますが、まつたくお説の通りでございます。実はこの事業税に關しましては、在來の税率あるいは課税対象をそのまま捕捉いたしましたので、相當龐大な税収になりますので、約四五%の減税を實質的にやつたような原案になつてゐることは御存じの通りであります。これをさらに一年間延長することになりましたので、先ほども提案理由の説明で補足いたしました。が、非課税の範囲の拡張その他に關しまして、たとえば協同組合あるいは新聞事業等に關しまして、その他種々なる見地から徹底した修正の案もあつたわけでございますが、客観情勢の關係その他からしまして、この限度の修正にとどまつたことを非常に残念に思つております。これは將來の問題といたしまして、必ず松本委員の御期待に沿うべく善処いたしたいと存じます。

○松本(八)委員 この問題はこれ以上追究いたしましたもしかたがないと思ひます。御答弁にもありました通り、重大なるミスがあつた。それは不十分な修正案であつたということに了解いたしました。その次に、この修正案を提案せられ

ました民主黨の委員の方にお尋ねをいたすのであります。元來この委員会の今日までの過程におきまして、われわれ野黨はお互いに慎重な態度を持つて、この法律案に對する態度をいかにするか、いかなる修正案をもつて臨むかという点については、数次にわたつて協議を遂げ、國民大衆の期待に沿ひ、しかも今日の日本のあらゆる客觀的事情を考へて、最も適正、妥當なる修正案をもつて臨もうということでは、御承知の通りであります。そこで一つの成案を大體において得ておるのである。このことは先ほど床次氏が、ここにお出しになつた修正案の提案理由の一部として、すでに民主黨自身がこの議場でお述べになつておる。その通りである。しかるにその当時野黨各派が協議をいたし、基本方針をきめました修正案と、かように著しく違つたその修正案をあえてお出しになりましたその理由はなほあるのか。また昨日までもわれ／＼と歩調を一にして同じ趣旨、同じ目的の修正案に努力を拂つて來られた民主黨が、一夜にしてかくのごとき修正案を出された理由は、一体なほあるのか、われ／＼は了解に苦しむ。この点についてお話を願ひたいと思ひます。

○藤田委員 お答えいたします。実はわれ／＼が提案の理由に御説明いたしました通り、二点の修正で満足してないというところは御存じの通りであります。ただいま御指摘の通り松本さんあたりと共同歩調をいたしてあります。ところがこの修正案を中心に意見の隔を來しておることはお説の通りであります。ただわれ／＼がこれに賛

成いたしますゆえんのは、御存じの通り前国会の末期以來非常に問題になりました国会の審議権が回復する端緒をつかんだということが、一つの重大なる点でございます。第二の点は、われ／＼が四月二十八日の党大会においても確認、公約いたしました新税法の最大の点であります。附加価値税反対の線が一応緩和されたことでございます。第三の点は、全國一萬數千に上る自治体の財政の現状に對する限界でございますが、御存じの通り上半期の財政空白によりまして、六百十八億の平衡交付金は概算交付されております。そのほかに二百九十億という短期融資が放出されております。もしこの修正によつて審議権が回復され、全國民あげて問題に對しておりました附加価値税も、實質的な延期が達成されたのにもかかわらず反對するようなことになりまますと、現在の自治体は財政的に壊滅することは必至でございます。これは直接間接、自治体を構成する全國民の財政に壊滅を來す一つの大きな動因になるということは、賢明なる松本さんの御推察の通りであります。われわれはこの点に關しましては、平衡交付金の増額あるいは地方税の減税あるいは起債の管轄の問題、起債の償還期限、利子の問題、税制体系の再検討その他を今後の問題にいたしました。最小限度ではあります。二つの大きな点の修正によりまして、今回あえてこの提案をいたしたような次第でございます。

○前尾委員長 大矢省三君。
○大矢委員 ごく簡単に、私は二点だけお尋ねしたいと思ひます。その一つは、私は委員会の權威と申しますか、

私は今までこういう法案を審議したことはない。それは政府が今説明いたしましたように、前回の委員会の意見を尊重して、一年間延期したという附加価値税、それをさらに一年間延期する。私は今日まで、立法技術として、この法律は一年後に消滅するという條件をつけた法律は、しばしば審議したことはありますが、二年後に効力が発するということ、こういうことについては法律を審議したことはないのではありません。特に民主議會は御承知の通り、臨時国会を通じて一年の大平開かれておるのに、何がゆゑに二年後のことを決定されなければならないか。幸いにしここには法制局の方が来ておられますが、そういう実例が最近あるかどうかというところを、私は委員会なり議會の權威のために、また民主政治が確立された今日において、こういう不見識な、一体二年後に効力を発するということに法律を審議することがどうかというところについて伺ひたい。

いま一つは、提案者の説明にありましたように、大體今度の五百二十億、すなわち三百五十條の中に、その範圍内においてこれができるのだ、従つてこのわくはいじらなくていいのだということ、政府も非常に安心されておる。しかしこれはあくまでも見込みであります。そういう見込みがあればこそ來年の一月において上まつたとき、はこう、下まつたときはこうと解釈して、委員会にもかへず、地方財政委員会がやつてに税率を改正して、国会に報告すると書いてある。そういうふうな報告するのでありますから、今日から十六にしようが十五にしようが、これは結局來年の一月には上げた

り下げたり、上まわつたり下まわつたりすることがやれるのですから、五百二十億円は食い込まない、安心しろと言われましても、逆に申して、もしこれが食い込んだ場合、これが欠陥を生じたときに、補正予算を政府が出す意思がなければこれに賛成できないと思うが、補正予算を出す意思があるかどうか、この二点だけを聞きたい。

○塚田委員 議事進行について……

ただいま大矢委員の質問は了解と違ひますので、前半の効力の発生時期についてだけ答弁を願つて、あとの点は答弁は必要はないと思います。

○前尾委員長 前半だけ願ひます。

○小野政府委員 お答え申し上げます。大矢さんの御質問によりますと、法律の効力の発生が二箇年後にあるような事例が他にあるか、こういう御質問のように存じますが、この点につきましては、国家公務員法におきましても例はありますし、教育委員会法におきましても例がございます。詳細は御説明を避けますが、そういう実例があることを申し上げておきます。

○前尾委員長 これにて修正案に対する質疑は終局いたしました。

これより、本案及び修正案を一括して討論に入ります。討論は通告順にこれを許します。床次徳二君。

○床次委員 私は国民民主党より提案いたしました修正案並びに修正せられましたところの原案に對しまして、賛成の意を表するものであります。

先ほど私が修正案を御説明申し上げましたときに、わが国民民主党の立場を詳細御説明申し上げましたが、これによりましてわが党が、将来の自治政治のためにいかに努力をしておるか

いうことは御了解を得たことと思うのであります。大分長いこと説明申し上げましたために、お聞き苦しかつたと思ひますが、真意はそこにあるのであります。私どもはあくまで、われわれの持つております理想に向つて努力を續けて参りたい。ただいままでいろいろ質疑応答がありました。将来の国政を議するのはやはり国会において議するものであります。今日国会の審議権というものが確立せられました以上、われわれは悪いことはこれを改め、とん／＼と理想に向つて行くといふことは、当然われわれの責務である、かように考えておるのであります。従つてこの際、特にわれわれといひまして明らかにしておきたいことは、将来地方自治体の負担をすみやかに軽減をはからなければならぬといふことでもあります。今回の地方税制の改正の結果、地方には相当の財源が付けられた反面におきまして、負担が重くなつて来たといふことは、争うことができない事実であります。国税と通算いたしまして、あるいは減税になるといふことを言つておりますが、徴税能力を見て参りましても、また国民の負担能力の立場から見ましても、これは著しい限度に來ているといふことを言わなければなりません。しかも新税制によりまして、負担義務者に著しい変更を來しておる。しかも事務上の大きな混乱も予想されておるのであります。それに加ふるに、新税の実施が遅れましたために、下半期に集中されて納税しなければならぬといふこと

でありますので、でき得ればかかる新税といふものは、本来でありますならば、なるべく低額のものより、漸次慣れるに従つて予定の収入をあげて行くといふような方針をもつて、とるべきものであつたと思ふのです。しかしながらそれができなかった。本国会におきましては、予算措置を実施することができないのはまことに残念であります。私どもは補正予算の実施をいたしてきました。地方負担の恒久的軽減をはかりたいと考えておるのであります。本年度において実現をし、さらに明年度におきましては大々的にこれを実施したい。政府におきまして七百億の減税をするといふことを言われておられますが、往々にして政府のやりま

ことは、自分の最もやりやすい国税のみの軽減でございまして、地方税は放任しておくと云うのが、過去の事例であつたのであります。かかることでは、自治体の健全なる発展ということではできないのであります。今後の減税といふものは、地方税を中心にしてこれを実施すべきものである。しかも農山漁村において、また中小企業者を対象として、その減税を実現しなければならぬといふことを、私は固く信じておるのであります。

第二に、固定資産税の内容におきましては、先ほど御説明申し上げましたが、まことに研究を要する問題がたくさん残されておる。ことに来る二十九日にはシャウ博士も到着せられる由でありますので、十分検討を加え、よりよい案を、なるべくすみやかな時期に実現したいと思ふのであります。先ほど申し上げましたが、固定資産税の非課税の範囲に對しましては、工具、器具、備品、遊休未稼働資産、協同

組合資産、公道、隧道、農業用資産、小型漁船、學術研究施設等につきましては、十分これを考慮せられなければならぬ。また国家の重要産業でありますところの海運業、鉄道、地方鉄道、地方軌道、発電、ガス等の事業に對しましては、特別な軽減を考へべきものと存じます。なお土地家屋の倍率等につきましても、この九百倍というものに對しましては、これはやはりできるだけ軽減すること、われわれは七百倍ぐらゐまで軽減すべきものであると考えておるのであります。なお寒冷地帯におきましても、その実情から申しまして、特例を設けなければならぬといふことにつきましても、皆さんも御異存がないと思ふのであります。これらの点はさらに十分国民の希望や意見をシャウ博士にも開陳し、お互いに研究いたしまして、よりよい税を実現したいものと考えておるのであります。なお市町村民税におきましては、先ほどいろいろ御議論がございましたが、今後の税体系の調整をはかる意味において、やはり個人の所得割を軽減し、法人に對して所得割を課するといふ問題を十分研究すべきものであると思ひます。また個人の非課税範囲の拡大、さらに協同組合に對する非課税といふことを初め、幾多の問題が残されておるのであります。特に地方税中におきましては、いわゆる大衆課税、とらなければならぬ方がよろしいといふ課税が少くないのであります。すなわち入場税にしてしかり、遊園飲食税の一部においてしかり、あるいは自転車税、荷車税、あるいは狩猟者税、接客人税等いずれも財源がありましたならば、これを廃

止あるいは減税しなければならぬといふことは明らかなる事実であります。われわれは財源をすみやかに捻出したしまして、一日も早くその実現をはかりたいものと考えておるのであります。決してただいまの修正を加えただけでも満足するものではない。これに對しましては、各位の十分なる御協力を仰ぎたいと私は考えておるのであります。実は前回の国会におきまして、本地方税の審議にあたりましては、いわゆる国会の審議権の問題、国会自主性確保といふ問題も論議せられておつたのであります。幸いにして今回の審議におきましては、わが国民民主党の努力のもとに、これが円満に解決を見まして、今日まで審議を進

行し得てここに至つたといふことは、まことに私どもは内心喜ばしいと思つておるのであります。不十分であります。が、国民の要望をある程度まで参酌いたしました。ここに修正案がき上るというに對しましては、私も心から御同慶にたえない次第でございます。今後の一層の改善を国民に約束し、本案の成立に對しまして、賛意を表するものであります。

○前尾委員長 大矢省三君。

○大矢委員 私は社会党を代表いたしまして、原案並びに修正案に反對の意思を表するものであります。先ほど來、同僚門司君から詳しくわが党の本案に對する修正意見を述べました。から、私はごく簡単に申し上げますが、まずこの法律は第七回国会において、多数を擁する自由党政府によつて出されたものであります。が、参議院においてこれが反響を食つて否決になつた法案であるのであります。これに

止あるいは減税しなければならぬといふことは明らかなる事実であります。われわれは財源をすみやかに捻出したしまして、一日も早くその実現をはかりたいものと考えておるのであります。決してただいまの修正を加えただけでも満足するものではない。これに對しましては、各位の十分なる御協力を仰ぎたいと私は考えておるのであります。実は前回の国会におきまして、本地方税の審議にあたりましては、いわゆる国会の審議権の問題、国会自主性確保といふ問題も論議せられておつたのであります。幸いにして今回の審議におきましては、わが国民民主党の努力のもとに、これが円満に解決を見まして、今日まで審議を進

対して説明にもありますように、若干の修正を加えて提出したというのであります。その若干の修正とは、一年延期したと言いますが、これは実質上は一月にさかのぼつて徴収することができないから、これは単に輿望をいれたというのではなくして、否決になつた結果こういうことに相なつたのであつて、これは決していれてないものであります。しかしながら今日それが一年間さらに延期した民主党の修正案に出たということは、これはあの多数を占めるところの自由党並びに政府が、まづ向からこれに対して屈服し、しかもこういふふうにとさらに修正されるということは、私は天下にかなえの軽重を問われる非常に大きな原因となつたと思つてあります。それから私がこの法律を一貫して見ることは、名前は自治の健全なる発展を希うために、いわゆる財政的な肉づけをするのだということを説明しておりますが、この法律を見ますと、所々に現われている点は、依然とした中央集権的な、いわゆる地方自治をまだ十分に理解していない点が多々あるのであります。これは今度の法律案には直接は関係ありませんが、大いに税制上考へなければならぬことは平衡交付金の問題である。この平衡交付金というものは、依然として中央の政府が地方の自治体に対する一つの配分権を持つ、非常な集権的な要素を多分に持つてゐることでもあります。特にこの地方財政委員会並びに地方行政委員会というものをつくり、さらにいろいろな点で依然として内務省が地方自治にかつて、地方自治体に向つて大きな権限を持つてゐるこの内容であります。この

ことについて私どもは多くの改正意見を持つてゐるのであります。税制の改革でありますから、主としてその点に触れます。

まず第一に、附加価値税に対しては、一般からすでに論議されて、すでに十分ここで盡されたこととあります。私は、この附加価値税に対して一番に反対する一つの理由は、労働賃金に對してかかつてゐることとあります。従つて一般の通常いわゆる生産事業と普通の販売事業との間に非常な不公平がある。第一條のごとき、第一次産業においてこれは原価に直ちに転嫁することができませんが、第二次、第三次の中小企業に対しては、これはなか／＼商品に転嫁することは困難であります。従つてこれは中小企業がこれを負担するということになりま

す。事業上に非常な支障を来すことは、しばしばここで論議をされたこととあります。その労働賃金に對してこれを対象として附加価値税がかかるのでありますから、これは勢い大きな社会問題になつて現われることは申すまでもないのであります。すなわち人員を淘汰するか、賃金を下げるか。あるいはきつづけにするか、そういう結果になりまして、労働者にとつてこの課税というものは非常な苦痛であると同時に、自由党がかつて公約いたしましたすなわち取引高税を廃止したというが、これは取引高税に納税をかけたような流通税である。それは大臣もすでに答弁されておられます通り、多分に流通税の性質をもち、これが転嫁されるであらう、こう言つておりますように、これは必然物価の騰貴を伴うのであります。従つて低物

価政策あるいは取引高税を廃止するという自由党の政策に、およそ反対の附加価値税ではないかと思つてあります。次に簡単に申し上げますが、固定資産税の問題であります。固定資産税の問題は、率の問題がいろいろありましようけれども、これこそ私は転嫁されると思ふ。おそらく大都市においては特にそうであります。土一升金一升という賃貸価格の非常に高いところの大都市におきまして、この土地家屋に対する値上りが、労働者、借地人、借家人に転嫁されず、地主、家主さんが負担するのだが言うでしよう。必ずや私は転嫁されると思ふ。これは政府は予算補正をやらぬといふことで、賃金は依然としてすえおいておる。賃金はきつづけにしておきながら、こうした固定資産税であるべきいわゆる土地、建物に對して値上げをするということになれば、勢い新たな値上りになるのであります。これまた住民の生活が非常に苦しくなるといふことであります。ことにこの附加価値税の資産の評価、計算といふことは、はなはだ困難であります。それを容易にやれるごとく説明し、やろうとするとところに、私はこの法律の實際施行にあつて、立法をする者は簡単であります。これを徴税し、あるいは徴税されるものは非常な困難を感じるのではないかと私は思ふのであります。

その次に最も重要な住民税であります。住民税は、私が一番苦痛にしておるところは、二十四年度の、すなわち所得税の税額に對する一八%をかける。これは二十四年度の所得税の改正のときの税率、それに一八%をかける

れる。この住民税の均等割税は、しばしばここで問題になりましたように、いわゆる均等割税は一万円の会社も一億円の会社も、同じ均等割税として、大都市においては八百円の三倍、二千四百円、小さなものに大きな紡績工場その他を持つておられます。四百円の三倍でありますから、千二百円。それさえ納めれば均等割税はいいといふのであります。こういふ不公平な、いわゆる公平をモットーとして立案したという説明には、およそ縁遠いものがあるのであります。こういふ税率並びに所得税の税制といふものに對して、私どもは非常な不公平があると同時に、こうした今度の税制は、説明にもありますように、国税の方では減税したけれども、地方税はなるほど増税になつておる。その増税が、負担能力のあるものに増税するならば、私どももあえて言ひませんけれども、一般大衆負担能力の少ない者に多くかつておるといふことであります。これは政府がいかなる理りつばな名目を持ち、いかなる理由がついても、負担能力のない者に、さらに多くの税金をかけるということは悪税であり、苛斂誅求であります。従つて私はこういう税制には断固として反対し、応ずることができないのであります。すなわち地方自治といふものは単に経済力の裏づけだけではよくならないのであります。その自治体を構成してゐる住民の生活が安定してこそ、初めて自治が完成するのであつて、税金だけとつて、金さえあれば何でもできるといつても、その税金の対象は、大衆であり、勤労者である。しかも負担能力のない人たちにかけよといふことは、住民税の建前、さら

に税率その他に對して非常な反対を持つておるのであります。私は今申しましたように、こまかい点については述べましたからよく申しませんが、今度の地方税法に一貫して流れる考え方は、ほんとうの自治の発展を願うのではなくして、あくまでも勤労大衆というが零細な国民大衆にしわ寄せといひます。それに基礎を置いて、それを対象としての税制の確立であります。私どもは残念ながらこの建前、前提については反対せざるを得ない。もつとも将来地方自治のために、たとえばその配分の率であるとか、税源の確立であるといふふうには、われ／＼の相当首肯する点もありますけれども、こ

ういふ建前、さらに依然として中央集権的なもの考え方に対して、そこに一貫して流れる精神に對して、私は反対の意思を表示するものであります。以上をもつて私は社会党の反対の趣旨を申し述べた次第であります。

○前尾委員長 河原伊三郎君。○河原委員 私は自由党を代表して、藤田義光君から提出せられた国民民主党の修正案並びに修正部分を除いた政府原案に對して、賛成の討論を行わんとするものであります。

戦時中から戦後のインフレ時代にわたりました。財政需要の急増を来しましたのにまかせて、それに税金、これにも税金と手当たり次第、思ひつき次第に新税を起し、あるいは税率を高めて参つたのが、現在のわが国の税制の姿であります。この乱脈をきつめた税制を全般的に、根本的に練り直し、建て直そうとするのが吉田内閣の税制改革でございます。その目標は、国民負担の軽減と負担の権衡、合理化、税種

第一類第三号 地方行政委員会議録第十号 昭和二十五年七月二十二日

目の簡素化、中央財政の縮小、地方財政の拡充に重点を置いてありまして、この雄大な構想の一環をなすものが、この地方税法案であります。すなわち従来のごとく思いつきの、継ぎはぎ的な構想でなく、税全体のにらみ合せの上に立案せられ、そうして国民負担の軽減、負担の均衡、合理化をはかるという目的をもつて立案せられたということが、まず賛成の第一点でございます。

なお民主政治の確立は中央集権の打破、地方分権の達成、地方自治の確立が必須条件でありまして、それにはどうしても地方財政の確立強化ということが必要でありまして、この建前から参つておりますことが賛成の第二点であります。

賛成の第三点は、負担の均衡をはかる上におきまして、勇敢に、大胆に一大改革を断行し、担税能力の微弱な大多数国民に最大の配慮を加えた点であります。その一例といたしまして、従来の事業税にありましては、大企業の税負担はわずかに一〇%に過ぎなかつたものを、今回それにかつて立案せられましたところの附加価値税におきましては、大企業の負担六〇%、その他の負担四〇%という一大激減を来しておるのであります。今回これを延期することによつて、従来通りの事業税を一応復活いたし、全般的にその税率を一二%に下げることになりましたが、特に農業者、林業者、畜産業者、水産業者に向いては、主として自家労力によるものは非課税とするという特別措置を講じたのであります。そも／＼農業は戦時中まつ先にその主要な生産物を統制され、大部分のもの

がすでに統制を解除されました今日において、いままお嚴重なる統制のまゝに放置せられておりまして、今日の農民は非常な困窮の状態なのであります。今日までの農民に対する同情的な慰安を與える声はよく聞いたのであります。しかし、今更の困窮を講じた内閣は、いまだかつてないのであります。しかるに今回このような措置をいたしまして、最も困窮しておる向に對して、特別なる配慮を加えるということ、これが賛成の第三点であります。

賛成の第四点は、本法案は社会政策的の妙味を十分に織り込んであることとありまして、未亡人とか不具者などの不遇な人々に対しては、従来かつて見ざる特別な、きわめて行届いた措置を講じているのであります。ことに注目いたすべき点は、従来の税法におきましては、公共性の濃厚な事業を最も優先的に優遇いたしまして、その税の減免をはかつたのであります。が、今回の税制におきましては、むしろその方の配慮もいたしております。けれども、さらにそれよりも一層進んで、担税能力の微弱な者に、最優先的な減税のあたたい配慮を加えるというものは、現段階においては最も適切なことと考へます。これが賛成の第四点であります。

賛成の第五点は、本法案は全国各地方団体の課税面において、大局的にはなほだしいでござらないような措置は講じておりますけれども、他面地方自治団体の自主性を極力尊重いたしまして、特殊な企業に對しましては臨機応変、最も適切な措置を講じて得るよう、弾力性を持たした点であります。

して、これまた従来の地方税法と大いにその選を異にする点であり、非常な進歩と申さなければならぬと思うのであります。さらに近來割当寄付と稱しまして、寄付金名義をもつて各地方自治団体が実質上の課税を行つておるのであります。しかもその額は実に三百億を越えることになっております。今回の地方税の増税によりまして、増税見込額が三百八十億余、しかも本法案におきましては、かくのごとき地方自治団体の議会の議決をもつて割当寄付、強制寄付を求めるとききことを禁じておるのであります。この三百億の実質上の税金がなくなることで、三百八十億の増税とを差引いたしますれば、実質上の増税はわずかに数十億にすぎないということになるわけでありまして。

以上がこの原案に對する賛成の主要なる点であります。これは畢竟するに、大局的、荒筋的に考へまして良案となすものでありまして、真に理想的なもの、完全無欠なものとは断断しがたのであります。すなわち前国会におきまして中島試案のもとに、われわれ自由党におきましては、微に入り細をうがった点におきましては、種々なる検討を加えて、もつてこれをよりよきものにせんと試みたのであります。この気持は現在におきましても少しもかわらないものでございまして、新開業、海運業、私鉄、遊興飲食税の問題、固定資産税の問題、市町村民税の問題、あるいは電気ガス税における非課税の範囲など、広汎な面におきましてこの輪郭、本筋においては賛成であるが、さらに細に入り微をうがつては、この税の改善を企図するものであ

ります。ただ今日は地方自治団体が税の空白状態に置かれておりまして、その財政は破綻前夜にありまして、ちやうど本税案の成立を待ちますことは、早敷の稲田にまぎに枯死せんとする稲が雨を待つがごときものでありまして、まさに一日一刻を争う現状でございます。一面龐大なる本税法案を理想的、完全無欠なものたらしめようといひましたためには、本議会だけでなく、関係方面との折衝もあり、ただいまどうていこの火急の間には合いませんので、一応これを通過せしめ成立せしめて、後日ゆる／＼と検討してなるべく近い機会において、さらに完全無欠なものにしようと考えておる次第であります。

つきましては今回民主党の修正案が出ましたが、これはわが党の修正案の一部をなすもの、もしくはその線上にあるものでありまして、わが党の意見を何ら妨げるものではありません。かような理由によつて賛成する次第でございます。なおこの附加価値税であります。が、さいせん申しましたごとく、附加価値税は従来の事業税に比しまして、従来の事業税が大企業一〇%、その他の企業九〇%という負担のものを、附加価値税において大企業六〇%、その他四〇%に減額するものである。こういうたふな零細国民の負担軽減には、最も役立つものでありますけれども、何分にも税負担の激変を来しますものと、なお業種、業態によつて非常な差異ができて参りますので、これらの点に關しましては十分なる検討を要する点があると思つております。かような点におきまして、幸いに民主党からさら

に一年間延期という意見が出ましたので、これは非常に好都合と思う次第でございます。かような点におきまして、民主党の修正案並びにこれを除く政府原案に賛成の意を表するものであります。同時に政府に對しまして、幸いに本案が国会において成立いたしました上は、これが運営にあたつて、この案の持ちますところの妙味を、十分地方自治団体に徹底し、その運営において万遺憾なきを期せられんことを希望する次第でございます。

ここに希望を付して修正案並びにこれを除く原案に賛成の意を表する次第であります。(拍手)

○前尾委員長 米原親君。○米原委員 私は日本共産党を代表しまして、本原案並びに国民民主党提出の修正案に反對の意思を表示するものであります。政府は地方税の不成立が現在の地方財政に不幸をもたらしたと見まして、その責任を事実上は野党に転嫁するごとき言葉を、今までしばしば述べて来ておるのであります。またこの新地方税法案の審議にあたりまして、この地方財政の困窮状態を理由として、この地方税法を今通すことがぜひ必要だということをおしつけておりますが、そも／＼前国会におきまして地方税が成立しなかつたところの責任は、外国から派遣されて参りましたシヤウ大使館の勧告を、日本の実情を十分に考慮することなく日本に実施したる態度、そして国会の自主権も自主性も審議権も放抛したところの吉田内閣の責任であるということ明らかにしなければならぬと思つて、新税す。さらに前国会におきまして、新税

法が通るやら通らぬやらわからぬ先に、これが必ず通るといふことをあてにして、旧地方税法の継続に対して反対したところの政府並びに興業の責任が、最も重大であるといふことを、私は強調しなかつたやうなところを、私は認めます。地方財政の破綻は單に地方税不成立によつて新たに始まつたものではない。一日に四、五人の市町村長が、財政の破綻を理由として辞職し、さらに全国知事会、市町村会を初め、地方自治体自身もシャウブ博士にその苦しい実情を訴えたことによつても証明しているではありませんか。この不成立によつて、政府がこれに対する措置をとるのは当然のことでありまして、実際にまいりましたところのその措置が、まづたく机上のプランである。そのために現在地方財政が困窮しているという事情を、われ／＼はしっかりと把握しなければならぬと思つております。本日の読売新聞紙上においても、地方自治体が給料も拂えない、災害の手当もできない、住民からは借金しているといふやうな実情が、実にるる詳しく報道されております。これらの実情はまづたく政府並びに興業の責任であるといふことを、あらためて私は強調するものであります。しこうして新たに出現したこの地方税が実施されることによつて、地方財政に福音を與えるといふがごときことは、まづたくこれは幻想にすぎないと思ふのであります。実際はかえつてこの地方税法を実施することによつて、非常な苦境に陥つて行くであらうといふことを、われ／＼は思ふのであります。それは何よりも現在朝鮮事変に關連しまして、國際連合に対する協力と

いふことに名をかりて、吉田内閣が行いつつありますところの産業経済を軍事的な動員態勢に置かうとしておる、このことが結局においては國費を膨脹させ、その穴埋めとしての地方財政の困窮状態を、さらに今後激しくするものと見なければならぬのであります。國税で七百億減税するから、地方税四百億を増税しても國民の負担は輕くなる、そうして大衆も納税しやすくなる、地方自治体もとりやすいといふ考へ方は、まづたくの私はトリックであると思ふのであります。そのことは以下個々の税法の点につきまして、るる述べたいと思ふのであります。が、實際におきましては決して四百億の増税で済まない、この委員会におきまして私もしば／＼その点を尋ねたのであります。が、決して標準税率だけで行くやうな実情にはなつておらない。私はもう標準税率をはるかに突破し、制限税率あるいは制限税率を突破することが起るかもしれない。そういうところまで行くことになるのではないかと、いふことを危ぶむ者であります。現在でも人民大衆の生活はまづたく破綻してあります。労働者は実質賃金がまづ／＼低下し、首切りが行われ、失業者はますます増大している、農村におきましても土地放棄、配給辞退あるいは農家の娘の身売りといふやうなことで伝えられていふのであります。中小企業はまづ／＼破綻に瀕して、金詰りは一向解決されておらない。しかもかういふ事態は現在において國税の滞納が、千三百億のうち八百億の申告所得税の滞納があるといふこの事実を見ても、明らかであります。このときにさらに地方税の増徴が行われる。しかもその徴

收がこの下半期に集中して来るといふことは、大衆は食費さえもまかなえないやうな破綻状態に陥れられるのではないかと思ふのであります。そういう大衆の状態でありまして、最近の朝鮮事件と關連しまして、一方においてもちろん軍事産業は非常に大きな利潤をあげております。たとへばPD工場であるところの日本特殊鋼の利潤率を見ますと、二十九割の利潤率をあげていて、十七倍の再評価をやつております。巨大銀行の収益は十割もあがつてゐる。かういふ状態で地方税が課税されて行くといふことを、われ／＼は見なければならぬ。この地方税は破綻する大衆をまづ／＼破綻に導き、一方では軍事産業をまづ／＼肥らせるところの税制であるといふことを、われわれは指摘せざるを得ないのであります。

次にこの税制の個々の点について若干触れてみたいと思ひます。政府は附加価値税を一年延期して、事業税で穴埋めした。かういふことを五大公約の一つとして誇大に宣伝しておられます。が、本委員会におきまして自治庁の鈴木次長が申されておりますやうに、これは單なる経過措置にすぎない。岡野國務大臣も言われておりますやうに、事業税は大企業に不当に軽減されていると述べておられる通りであります。その事業税が國民民主黨の修正案によりましては、さらに一年間適用されて行くわけでありまして、かういふことによつてはこの問題は絶対に解決されない。そういう意味で、われ／＼は附加価値税の不合理な点について述べることが、もうほかの委員からも指摘がありましたから繰返しません。が、

國民民主黨の修正案によつては、決して合理的な解決はつかないといふことを強調したいのであります。特に、この事業税が昨年度の所得を基準としてかけられるといふところに、私はさらに大きな問題があると思ふ。先日発表されました政府の経済白書によりまして、たとえば消費財の自由価格は、この一年間に四〇％も下つております。主として消費財を製造し販売するところの中小企業は、この一年間に所得の激減を來しております。大体四〇％、五〇％といふところに近いものはざらにあると思ふのであります。そのときに、昨年度の所得を基準としてこの事業税がかけられることは、まづ／＼中小企業の破綻をはげしくするものである、かういふことを考えてわれ／＼はこの点に反対するのであります。しかも大企業に対しては不当に今まで軽減されて参りました事業税を、附加価値税にかへることが負担の公平を期するかのやうに政府当局は今まで説明されて來ているのであります。この点は絶対に私たちが誤つてゐると思ふ。これは事実上は、先ほど社會黨の大矢委員からも指摘がありましたやうに賃金課税であり、政府も言つてゐるやうに独占価格の引上げ、賃下げ、労働強化、首切りによつて結局は大衆に転嫁されるものである。かういふ意味において私たちは附加価値税に反対するのであります。

さらに固定資産税についてであります。が、これは先ほど質問しましたときに明らかにしたものであります。が、これが財産税的なものであるか、収益税的なものであるか一向わけがわからない、この混合物である。そうして

てその償却資産の評価方法のたためといふ点につきましては、先ほどの國民民主黨から出ました修正案によつて、この税率を引下げても総額がかわらないといふところにも、すでに明らかにこの評価方法がいかにかつてにできるものであるかといふことを示してゐると思ふのであります。しかも一方では、地租、家屋税の引上げ、そういうことによつて家賃を最低一・七倍に引上げ、小作料は七倍に上ります。これは農民の土地を取上げ、一般市民の負担を増大するところの惡質な大衆課税であります。しかも地主にとつても家主にとつても、決してこれでいい性質のものでもない。一体だれにとつていい税金か、意味をなさぬ税金であります。しかも戦前におきまして地主、不在地主、特権階級、独占資本等大きな金持に有利にきめられて來たところの賃貸価格を基準にして、一律にこれを九倍に引上げてゐるのであります。この不合理は實にはなほだしいものである。その結果公共住宅の居住者には家賃をとると同時に、またそこから家賃をとると同時に、またそこから家賃をとるといふやうな実に奇妙な苛酷さがある税金となつて來るのであります。かういふ形であると同時に、評価委員會のさじかげんによつて、まづ／＼償却資産の点においても独占資本には軽く、中小企業及び農民には重く、勤労者大衆をまづ／＼根こそぎに奪奪するといふ結果になると思ふのであります。しかも独占資本に対するこの固定資産税は、附加価値税の場合と同様、すでに六月一日から行われておりますところの私鉄運賃の一・二％の引上げに現れてゐるやうに、結局はこれまた大衆に転嫁される傾向

を持つてゐるのであります。このように附加価値税も固定資産税も、結局そのほとんどが大家に転嫁するものである。その上、市町村民税をかけるのは、まったく大家を奴隷化するものであると言わなければなりません。ことにこの住民税におきましては、所得税を納められないような大家からまで税金をとる。そのために、所得税の場合と比べて本年度は二、三百万人、来年度になりまして五百万人の税負担者がふえるという状態でありまして、免税点も基礎控除もない、一律に均等割をかけて来るのであります。極端な表現かもしれませんが、十円所得があつても八百円の均等割がかかるという事も起り得るところの驚くべき悪税であります。これは食えなくてもかけるところの税金であり、ルイ王朝あるいは徳川幕府時代における人頭税と、まったく同じものであるということ、を、われ／＼は指摘するのであります。

さらにその他の税金の点であります。特に指摘しなければならぬのは入場税であると思ひます。この入場税におきましては予納制を行うという形において、いろいろ／＼な民主団体が主催するような臨時興行のものがほとんど不可能になる。これはさういふ形において、実際ににおいては憲法でも保障されてゐるところの国民の集会の自由を、実質的に禁止せんとするものであると言わざるを得ないのであります。しかもさういふ場合に小屋主に對してまで連座制で税金をとる。一方ではこの税制全体は個人主義的な立場からかけられてゐる。たとへばこの住民税におきまして、個人本位にかけ

て来るといふなら、この一点におきましては逆に連座制ということになる。全然興行そのものには関係のない、ただ小屋を貸したという小屋主までに、税金をかけるという驚くべき悪法であります。しかも入場税の税率について一言申さなければならぬのは、一般の映画とか演劇とかいうような文化的なものに対する税率が十割であります。芸者をあげて待合で遊ぶ遊興飲食税がやはり十割でありまして、こういう税率を定めておるということ、これはたゞして文化国家ということができるか。こういう法案、こういう税率に賛成するところの政府並びにこれに賛成する政党の文化的な低劣さを指摘されても、私は文句ないと思ふ。その他の点についてはよしします。

このように地方税は徹底した大衆収奪の税金であり、人民大衆を國際的独占資本のために、豊富低廉な軍事労働力に突き落し、軍事産業を助長するところの傾向を持つておるものである。こういう意味において、ポツダム宣言及び極東委員会の対日基本政策に違反するところの性格を持った税金である、私は理解するのであります。しかもこのような地方税をとるためには、地方自治体は文字通りすべてこの税金をとるための収奪機關と化さざるを得ない実情でありまして、地方公務員はまったく不当税吏と化すると思ふのであります。新たに三万人の税務官吏の増員、莫大な徴税費の増加がこれに示してあります。しかも国税の徴収状況や、二十四年度の地方税の徴収状況にはつきり現れておりますように、この形で行つても納税はきわめて困難なことは明らかに予想されるのであります。

す。それだからこそこの新税法案におきまして、国税徴収法の原則、あの驚くべき罰則をそのままここに持つて来まして、たとえば錠前をかつてにこじあけて入るとか、ある場合には婦人を裸にして調べることができるといふことまでも書いてある国税徴収法の原則、権限は、そのまま地方税務官吏に與えられる。こういう形で警察隊の増強とともに徹底的に人民の収奪を行おうとしておる、このことにすでにこの地方税制の性格がはつきり現れておると思ふのであります。こういう形でありまして、私たちは絶対にこの地方税法案には反対するものであります。前国会におきまして、公聴会において労働者、農民、中小企業の代表は、もちろん、地方自治団体から大企業の代表に至るまで、この地方税法案に反対の意見を述べておるものであります。今回の公聴会の陳述を聞きまして、すべてが反対ないしは相当徹底的な大規模の修正案であります。地方公務員を代表して出て来まして、この労働組合の代表は、こんな税金をとるのは実はいやだということをおつたのであります。これは真に生活の向上を願ひ、平和と独立を愛する日本人なら、たれしもこの地方税に賛成することができないことは、私は明らかであります。これを証明しておると思ふのであります。このような前国会の公聴人の述べたところ、また今国会の公聴を檢討してみるときに、実際にいへば日本国民のあらゆる層が、この地方税法案には反対しておる。單に外国人のくだされた勧告案に對して、真にこれを日本人の立場から十分に検討しない、う

け切つておらないのであります。そういう意味で、これはまったくの舶来の地方税である。このことを私は強調せざるを得ないのであります。こういう形でありまして、われ／＼は勤労大衆、日本国民の名において、この地方税法案に反対するものであります。また修正案が今度出されたことにつきまして、国会の審議権がこれによつて確立される方向に向つておるといふことを、国民民主党の委員から申されておるのであります。私は絶対にそれではないと思ふ。この修正案の内容を見れば、これが実質的な修正でも何でもなし。真にこの修正案の中に現在の日本国民の要望が盛り込まれておるか。そういうものは自由に出せないのである。真にこの修正案に反対するものであります。

○前尾委員長 松本六太郎君。
○松本(六)委員 私は農民協同党を代表いたしました。本法律案並びに民主党から出しました修正案、この両案を通じて、反対の意見を表明するものであります。そも／＼この法律案の審議の過程におきまして明らかになつておりますごとく、この法案は幾多の矛盾と幾多の不合理性を包含しておることは争えない事実であります。それはしば／＼當局が御答弁の場合にも、そのことは現れておるのであります。とにかくこの程度でやつて見るということでありまして、しかもまた附加価値税におきましては、これを前国会において即刻実施するといふことであつたのに、今回は一年延期

する。さらにこれをもう一年延期するといふがごとく修正案に對しても、自由党の諸君は賛成であるとおつしやる。この一点から見ても、いかにこの法案なるものが未熟なものである、不合理性を包蔵しておるかといふことは明らかであります。私はそのようなまだ／＼多くの検討を要し、多くの研究を要するところの法律案を、何を苦しんで本日ここに成立させなければならぬか。二年と申します歳月は相当長いのであります。二年も施行しないような、相当に長い期間を置いて調査研究を遂げなければならぬような法律案を、して本国会において成立させなければならぬという理由の発見に苦しむのであります。しかもまた次にはその他の諸点についても、あるいは固定資産税あるいは市町村民税といひ、いずれもいまだ議論を盡されておりません。しかも今日修正案を出しになりました民主党の代表の方の御意見を承りますと、近くシャープ博士も来朝されるから、その場合十分なる研究を遂げ、あるいは國民的要請を訴えて、もつとよいものにした、これでは十分であるといふことをはつきり表明しておられる。私は地方財政が今日非常な窮乏を告げておる、あるいは地方行政が非常な困難な立場にあるといふことは、これは認めます。これは前国会において法案が不成立に終りました結果として、相当の困難をなめておられることは事実でありますけれども、さればといつて、まだ十分なる検討を加えない多くの矛盾や、不合理性を持つておる法律案を、ただちに今急いで成立させなければならぬといふことの理由にはならないと思ふのであり

ます。これはいわゆるシャウブ博士の御来朝によつて、これらの方面の研究あるいは要請、かような十分の手を盡しまして、その上で成立させてもおそくはない。また国会の会期を五日や十日延長いたしましたも、そのことはあえて国民が怪しむところではないと思ふのであります。八月一日からは非でも実施しなければならぬとおつしやるけれども、前例もあります。昭和二十四年度の国家の予算におきまして、これは四月一日から施行する予算であり、三月中に成立させなければならぬものであります。が、やはり客観情勢のいかんによりましては、これは四月の中旬になり、あるいはそれ以上に遅れたこともあるのであります。重大なる国の法律を制定し、もしくは予算を編成するという場合にあたつては、多少の時間的ずれはこれを忍んで、完全なものに仕上げて行くということが、国会の任務であるし、政府の責任でもあると私は信ずるのであります。しかも今申し上げたような観点に立つて、これらの法案の内容を見て参りますならば、先日来この委員会において各派の諸君から、いろいろの角度から質問せられ、あるいは検討を加えられて参りましたその過程におきまして、まだ／＼われ／＼の承服し得ない、了解に苦しむ多くの点が残つております。しかもまたこの附加価値税につきましては、ただいま申し上げたように、すでにこれは非常な悪法であるという定評は、前国会以来一般の大きな輿論となつております。岡野國務大臣は、これは非常ないい案だ。しかも最良の案であるということを申されまされども、それほどいい案であり、

最良のものであるならば、何がゆゑに政府みずから進んで一年延期し、またさらにもう一年延期するといふようなことに同意をされるのか、はなはだこの点も不可解であります。私は明らかにこの附加価値税法案といふものは、日本の実情に即さないものである、またこれを強行することによつて多くの弊害を生ずるといふことは、これを二年も延期するといふこの一事によつても、明らかに立証されると思ふのであります。従つてわが党といたしましては、附加価値税法案はこれを廃案にするべきものであるという主張に立つてあります。しこうして先ほど申しましたように、事業税の不合理性があるならば、この事業税の中における欠陥ある、最も合理的な点をば改善いたしまして、最も合法的であり、最も国民の負担に即応するような法律を制定すべきであると信ずるのであります。

さらに農村の問題について申し上げますならば、先ほど自由党を代表せられて河原委員から、今回の法律改正によつて農村が非常に助かる。農民の税負担が軽減されるという趣旨のお話がありましたが、私はこれは、はなはだしい錯覚であり、はなはだしい認識不足であると考へざるを得ない。今回この法案が成立いたしますならば、農村の課税、農民の負担といふものは、一体何倍になるかといふことを御承知ないのであるまいか。国税の面においてある程度の軽減がされるとはいひますけれども、これも農民にとつてみまますならば、さほどの軽減にはなつておられない。いわんや新しい地方税法案がもしも通過をすることになりまますならば、一体農

村の負担は数倍に上るといふことを御承知ないのであります。私はかような法律案をもつて、これが農民を救ふものであるとか、農村の振興を意味するものであるといふに至つては、これはお話にならないものであると思ふのであります。

さらにまた固定資産税について見ますならば、一体この固定資産税なるものは、かつての地租もしくはこれらの附加税、あるいは家屋の賃貸価格、かようなものに対しての税のかかりになるものであります。これは地租におきましては相当にいろいろの点で考慮が拂われて、たとえば新たに開拓したとか開田をした土地、非常に大きな改良を加えた土地、かような農地に對しましては、一定年限の免税の規定が置かれておりました。しかるに今回の法律によりますれば、かような開拓地あるいは開田、巨大な資本をかけて土地改良をやりました土地に對しても、何らこれを見てもおられない。一律にただちに課税をするといふようなことになつておる。またさらにこの倍率におきましても、しばしば本委員会でも議論になりましたように、これはとつてみて余れば返す、足らなければもつれども、われ／＼の資料によつて算定いたしますれば、これは相當に過重な税金をとる仕組みになつております。しかもまた寒冷地あるいは特殊地帯に對しましても、何らの考慮が拂われておられない。たとえば家屋にいたしまして、寒冷地の家屋その他といふものは、耐久年齢が非常に少い。修理保存その他の上にも多くの費用がかかるという点がある。農地の生産力におきま

しても、著しい相違を持つておる。かような地域的な條件に對して、何らの考慮が拂われておらないといふことであります。このような千編一律の日本の国情を無視した法律といふものは、決して完全なものとは申されないのであります。われ／＼はかような点につきましても十分なる研究を遂げ、十分なる調査を遂げまして、最も妥当性をもち、最も人民が協力し得るところの税制にしなければ、いかに地方自治を強化するとか、地方の自主性を高めるとかおつしやつても、かえつて結果は反対のことに立至るのではないかと思ふ。すなわちこの課税をめぐつてむりな税金を課することによつて、地方自治はさらに非常な混乱を起す。そのことはひいて地方自治の確立を阻害し、自治の円満なる発展を阻害するものであると信じます。かゆゑに、このような固定資産税の考へ方、このような現案を無視したところの税法の制定に對しては、断じて賛成することはできません。ただいま米原君からも御指摘になりましたように、先日来数人の参考人が来られて、いろいろと陳述をせられたが、いずれもかような点を指摘せられて、この法案の不完全であること、不合理であること、もしくは非常な重税になつて地方自治はさらに混乱を来すであろうといふ点について、大体意見が一致しております。さらにまたこの国会の中における運輸委員会あるいは法務委員会、これらの委員会から、この法律案に對しまする強い修正の意見が、端的に申しますれば反対の意見が公式の立場において表明せられておる。これらの諸点を総合して考へて参りましても、いかにこの法案にむりがあるか、いかにこの法案といふものは日本の現状を無視したものであるかといふことは、私はかような諸点について見ましても、これを立証することができると思ふのであります。さらにまた市町村税について申しましても、従来は農業協同組合あるいは漁業協同組合は免税にいたしておりました。われ／＼はかようなものは今日の農村の実情、漁村の実情、あるいは消費生活協同組合あるいは中小企業等協同組合、かようなものに対してのいゝゆる町村民税の免税は当然であり、同時に事業税もまたこれを免税すべきであり、あるいは固定資産税につきましても、相當の考慮が拂われてしかるべきであると思ふのであります。しかるにこれらの農村の現状を全然無視しておられる。農村の現状は、自由党の諸君はあまり御承知ではないかもしれませんが、しかし農村の今日の現状といふものは、まさに破綻の一步手前と申したいが、破綻のまづただ中に沈淪いたしております。ことに農業協同組合に至りましては、全国の單位協同組合の中で、約八百の組合が今まづたぐつぶれてしまつたのであります。今後なお多くの組合がさらに破綻をし、あるいは解散をしなければならぬといふような現状にあることを御承知ないと見えまして、これらの協同組合に對しても、やはり営利法人と同様の課税をしようとする試みられておられます。わずかにこの税法の中で、ある一部のものに、一部の収益金あるいは配当金、さようなものに対しての非課税の措置はとつておられますけれども、これは原則として全部これらの組合、ただいま申し上げました農業協同組合

ないしこれらの連合会、あるいは漁業協同組合、消費生活協同組合、かような組合に対しましては、当然これは非課税の対象とせらるべきであると、われわれは信ずるのであります。このことがさらにこの法律案では考へておられないという点については、重大なわれわれの反対の理由が存するのであります。

いろ／＼そのほかにも理由はございますけれども、時間の関係もございすから、私はきわめて簡潔にいたしておきますが、これを要するにこの税法なるものは、少くとも日本の置かれております今日の経済事情、あるいは農村の現実の事情、漁村における現実の事情、かようなものの十分なる認識を欠いておるといふことであります。かような地方の実情を認識せざる、いわゆる理想論の上に立つたところの法律案を、もしも、しいて実施するといたしますならば、必ずや地方に混乱が起きることは当然であります。そのことはこの法律を制定いたしますところの唯一の目的であります地方自治の自律強化、そのことの目的が達成せられるところではなくて、かえつて地方に

よりましては、その自治体なるものは混乱を起し、あるいはこれが強化せられるのではなくして、逆に弱体化されて行くというおそれを、多分に持たざるを得ないのであります。ゆえにわれわれは、この法律案はとうていこれを承認することはできません。政府は慎重なる態度をもつて、この法律案をいましては審議検討を続けられ、その上で十分なる成案を得られ、しかして今国会の会期を延長してでも、これを

適当なものにして通過せしめるような努力を拂われないと思ふのであります。

以上私は本案に対します反対の理由を申し上げた次第であります。(拍手)

○前尾委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。まず床次徳二君外三名提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○前尾委員長 起立多数。よつて本修正案は可決いたしました。

次にただいまの修正部分を除いた地方税法案の原案に賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○前尾委員長 起立多数。よつて修正部分を除いては原案の通り決しました。

これにて地方税法案は修正議決いたしました。

なお委員会の報告書の作成については、委員長に御一任を願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○前尾委員長 御異議がないようですから、委員長に一任のことに決しました。

これにて本日は散会いたします。(拍手)

午後四時五十三分散会

〔参照〕

地方税法案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

第八回 国会 地方行政委員会議録第一号中正誤

頁	段	行	誤	正
一四	五	二六	ガス供給事業	ガス供給業
一八	二	九	不足額	不足金額
一八	二	十	不足金額	不足額
四三	表	中下段十二行	第十四條の適用	第十四條の規定の適用
五〇	二	三十二	記載したもの又は	記載したものの、償却資産の価額を課税標準額として記載したもの、又は
五七	二	十三	再評価の	再評価額の
五八	四	二十九	準すべき者	準すべき者
五九	三	二十六	通知をうけた	通知を受けた
六八	三	十八	納入金若しくは	納入金は
七四	五	二十三	又は、	又は
七六	二	三十	金若しくは	金は
七六	三	十二	納税者に、	納税者に
八七	四	十四	なくして申告しな	なくして申告をしな
九五	四	十一	納税者に、	納税者に
九八	一	二十四	間における	間において
九八	一	二十五	金額	すべき金額
九八	一	三十三	百分の一・六とする	百分の一・六(法人が行う電気供給業及びガス供給業に対するものにあつては百分の二・四とする。後その
一〇〇	二	十四	後にその	後その